

開示・監査制度の在り方に関する提言

- 会社法と金融商品取引法における開示・監査制度の一元化に向けての考察 -

平成 27 年 11 月 4 日

日本公認会計士協会

目 次

提言の概要	1
検討の経緯	2
第1部 企業情報開示のあるべき姿の実現に向けて	4
提言の前提	4
1. 我が国における制度開示の現状と課題	4
2. 会社法と金商法による二元的な開示制度の存在	4
3. 後発事象の問題克服の必要性	10
法定開示における財務情報の一元化及び監査の実質的一元化【提言1-1】 ..	13
1. 法定開示における財務情報の一元化及び監査の実質的一元化	13
2. 招集通知添付書類としての財務情報の取扱い	14
あるべき情報開示及び株主総会関連のスケジュール【提言1-2】	17
1. あるべき情報開示及び株主総会関連のスケジュール	17
2. コーポレートガバナンス・コードの適用	17
3. 経済産業省「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書」における 提言との関係	19
4. コーポレートガバナンス・コードと対話促進研究会報告書における提言を実現する ためのスケジュール設定	22
第2部 現行制度を前提とした持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家との対話の 促進のためのあるべき方向性	27
提言の前提	27
1. 現行制度を前提とした検討の必要性	27
2. 有価証券報告書の提出時期	27
3. 後発事象の問題克服の必要性	28
建設的・有意義な対話を可能とするコミュニケーション・スケジュールの重要性 【提言2】	28
1. 株主総会において株主が適切な判断を行うことに資する十分な情報提供	28
2. 建設的・有意義な対話を可能とするコミュニケーション・スケジュールの設定 ..	29
おわりに	32

提言の概要

- 投資家が必要とする十分な情報を効果的かつ効率的に提供するとともに、情報開示の不効率性及び監査対象の重複、後発事象の取扱いといった二元的開示制度による我が国固有の問題点を克服するため、会社法と金融商品取引法の法定開示における財務情報は一元化し、監査も実質的に一元化すべきである。
- 各上場会社が、株主・投資家が必要とする情報を信頼性あるものとして提供できるタイミングに基づき、1 か月程度の議案検討期間を確保したスケジュールで情報開示を含む株主総会関連日程を設定すべきである。
- 上記に従い、定時株主総会開催日の設定に当たっては、従来の決算日後3 か月以内の開催には拘らず、決算日後3 か月を超える日程での開催も当然のこととする柔軟な対応により、株主総会の分散化を図るべきである。

我が国では現在、財務情報に係る開示制度として、証券取引所の有価証券上場規程等（以下「証券取引所規則」という。）に基づく決算短信、会社法に基づく計算書類、金融商品取引法（以下「金商法」という。）に基づく有価証券報告書の財務諸表という三つの開示が併存している状況にある。投資家に対する速報値としての情報提供を目的とする決算短信と、株主・投資家に対する確報値としての情報提供を目的とする計算書類・有価証券報告書とでは、その役割が明確に分かれている。速報値としての早期開示が要請される決算短信は、会社の責任で公表する速報性に意味があり、計算書類や有価証券報告書といった確報値としての法定開示書類とは異なり、独立監査人による信頼性の担保は必要とされていない。それぞれの役割からすれば、当然に決算短信が最初に公表される財務情報になるべきものであるが、現在の開示実態をみると、確報値である計算書類に必要とされる会計監査人監査報告書が、速報値である決算短信の公表日以前に発行されている会社が上場会社全体の約4割を占めており、また、上場会社の大部分を占める3月決算会社の大多数では5月中旬までに会計監査人監査報告書が発行されている。諸外国では、決算日以後、おおむね60日程度で年次報告書に係る監査報告書が発行されていることと比べれば、我が国では信頼性を担保すべき開示書類の作成期間、監査期間が十分に確保されていない。このような状況の下、我が国の上場会社では、三つの開示制度に基づく開示が行われているが、確報値としての財務情報に係る法定開示書類である会社法に基づく計算書類と金商法に基づく有価証券報告書の財務諸表については、それぞれの制度目的は異なるとしても、その内容の多くは共通している。

金商法の適用を受ける会社については、会社法に基づく計算書類の作成及びその監査報告書の発行を現在よりも後ろ倒しする方向で、金商法に基づく有価証券報告書及びその監査報告書と同時期に開示すべきである。また、開示すべき情報及び監査について一元化し、重複業務を排除するとともに、株主・投資家に対し、必要な情報を分かりやすい形で提供すべきである。

なお、我が国において会社法の計算書類が早期に作成され、これに監査報告書が早期に付されるのは、全ての会社が株主総会を決算日後 3 か月以内に開催しており、それにあわせて株主総会の招集通知を発送していることによる。したがって、情報の信頼性を損なうことのない十分な作成期間及び高品質な監査を可能とする十分な監査期間を確保するためには、多くの会社において株主総会を現在よりも遅く開催する必要がある。

法定開示における財務情報を一つの開示書類に集約するとともに、株主総会の開催を現在よりも遅くすることを検討すべきである。

これにより、以下のような実務を促すことが可能となる。

株主は議決権行使に当たって十分な検討期間を確保することができ、議決権行使のために最も充実した有価証券報告書の財務情報を利用することができる。

3 月決算会社の場合、現状の 6 月中の株主総会開催に拘らず、7 月以後に開催するといった柔軟な対応により、株主総会開催日の集中を回避することができる。

会社は開示情報の作成に係る重複作業を削減でき、株主との対話に現在より多くの期間を割くことが可能となる。

金商法の適用を受ける会社について、会社法及び金商法による開示・監査制度を一元化し、株主総会開催日の柔軟化（後ろ倒し）を促進することにより、開示情報の信頼性を高めるとともに会社と株主との深度ある対話を促すべきである。

検討の経緯

平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂 2014 の「緊急構造改革プログラム」において、新たに講ずべき具体的施策として「コーポレートガバナンス・コードの策定」と「持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家との対話の促進」が掲げられた。これを受け、同年 8 月には金融庁及び東京証券取引所を事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）が、同年 9 月には経済産業省を事務局とする「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」（以下「対話促進研究会」という。）、「企業情報開示検討分科会」及び「株主総会のあり方検討分科会」が立ち上げられ、それぞれの会議体には日本公認会計士協会から委員として検討に参加し、監査及び会計の専門家である公認会計士の立場から積極的に意見発信を行ってきた。

これらの会議体における検討の取りまとめとして、平成 27 年 3 月には「コーポレートガバナンス・コード原案」（以下「コード原案」という。）が公表され、同年 4 月には「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書」（以下「対話促進研究会報告書」という。）が公表された。対話促進研究会報告書では、コード原案で掲げられた各原則も踏まえた上で、対話型の株主総会プロセスを実現するための総会日程やその前提となる議決権の基準日の設定を見直す際の考え方や方法、一体的・統合的な企業情報開示の実現に向けた方策等が提言されている。

また、平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂 2015 では、「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進」として、金融審議会において、企業や投資家、関係省庁等を集めた検討の場を設け、会社法、金商法、証券取引所上場規則等に基づく開示を検証し、重複排除や相互参照の活用、実質的な監査の一元化、株主総会関連の日程の適切な設定等を含め、統合的な開示の在り方について総合的な検討を行い、今年度中に結論を得るものとされており、今後、対話促進研究会報告書における提言につき、更なる具体的な検討が行われるものと想定される¹。

日本公認会計士協会では、かねてから株主・投資家の受け取る財務情報の質・量、比較可能性、有用性等の観点からの「有価証券報告書の財務諸表と計算書類の実質的一元化」、会社法と金商法の監査報告書の日付の相違による弊害克服の観点からの「会社法と金商法に基づく監査制度の一元化」について検討を行ってきており、平成 21 年 5 月公表の「上場会社のコーポレート・ガバナンスとディスクロージャー制度のあり方に関する提言 - 上場会社の財務情報の信頼性向上のために - 」において、提言という形で取りまとめを行っている。平成 26 年 7 月、この提言を踏まえ、不正リスク対応基準の適用開始に伴う監査環境の変化や、かねてから主張してきた後発事象の問題等の観点から、開示・監査制度一元化検討プロジェクトチームを発足し、「コーポレートガバナンス・コード」の適用や対話促進研究会報告書における提言内容を前提としつつ、改めて会社法と金商法による開示・監査制度の一元化に向けた検討を行ってきた。

第 1 部では、上場会社における法定開示の財務情報の一元化について、株主・投資家や作成者、監査人それぞれの視点で検討を行い、一元化された法定開示の財務情報が、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資する情報として適切なタイミングで提供され、かつ情報の信頼性を損なうことのないような作成期間及び高品質な監査を可能とする十分な監査期間が確保できるような方法として、実務上の対応可能性にも配慮した情報提供の方法や情報開示・株主総会スケジュールのあるべき方向性といった点についても併せて提言を行っている。また、制度改正には相当の期間を要することを踏まえ、第 1 部における考え方を現行制度上で実現しようとした場合についての検討を第 2 部において取りまとめている。本提言がコーポレートガバナンス・コードの実効的な運用や、あるべき企業情報開示の検討に寄与し、ひいては我が国における持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進に寄与することを切に望んでいる。

¹ 金融庁から平成 27 年 9 月に公表された平成 27 事務年度「金融行政方針」においても、金融行政の具体的重点施策として、「開示のあり方に関する検討」という項目の中で、「開示については、投資者が必要とする情報を効果的かつ効率的に提供する必要がある、金融審議会において、企業・投資者、関係省庁等を集めた検討の場を設け、企業の情報開示を巡る論点について、会社法、金融商品取引法、証券取引所規則に基づく開示の関係の整理等を含め、幅広く検討を行う。」とされている。

第1部 企業情報開示のあるべき姿の実現に向けて

提言の前提

1. 我が国における制度開示の現状と課題

我が国では、財務情報に係る制度開示として、証券取引所規則に基づく決算短信、会社法に基づく計算書類、金商法に基づく有価証券報告書の財務諸表と、同じ年度の会計期間に対して三つの財務情報を開示している現状にある。投資家に対する速報値としての情報提供を目的とする決算短信と、株主・投資家に対する最終報告としての確報値の提供を目的とする計算書類・有価証券報告書とでは、その役割が明確に分かれている。速報値としての早期開示が要請される決算短信は、会社の責任で公表する速報性に意味があり、独立監査人による信頼性の担保が必要とされていないのに対し、確報値としての法定開示書類には独立監査人による信頼性担保が必要とされている。それぞれの役割からすれば、会社法の監査報告書の発行より先に決算短信が公表されることが想定されていると考えられるが、現在の開示実態をみると、速報値である決算短信を確報値である計算書類の会計監査人監査報告書日以降に公表している会社が上場会社全体の約4割を占めているという実態があり（図表2【参考】会計監査人監査報告書日の状況）日本の場合は、早期開示による速報性にこそ意味のある決算短信に、確報値に求められる信頼性まで求める慣行となっているとも考えられる。

企業情報開示のあるべき姿を考える上では、作成者と情報利用者の双方がそれぞれの制度開示の役割を十分意識して行動していく必要があり、我が国も諸外国のように、速報値と確報値それぞれの役割に応じ、開示内容等を見直していくといった視点も重要である。速報値である決算短信は開示内容を簡素化し、速報値に基づく企業と投資家の対話に時間を割くことや、有用な非財務情報の作成に労力を振り向けるといった実務を促すことが、企業と投資家の対話促進を図るためには非常に重要となってくる。以下、確報値の役割を有し、独立監査人による信頼性担保を必要とする二つの法定開示について述べていくこととする。

2. 会社法と金商法による二元的な開示制度の存在

我が国における確報値としての財務情報に係る法定開示書類について、上場会社は、会社法に基づく計算書類及び金商法に基づく有価証券報告書の財務諸表を作成しており、それぞれの法令に基づき別々の書類の作成が求められる現状にある。会社法と金商法において開示される財務情報の内容は、年次の業績報告としての情報提供という目的は共通するものの、想定する情報利用者や利用目的、情報提供方法の違いから差異が生じている。このような会社法と金商法の法定開示制度は、それぞれの立法趣旨に基づき、まず大陸系の商法が入り、戦後にアメリカの証券取引法が入ってきたという経緯もあって、現在の二元的な法定開示となっているものであるが、我が国のように、制度ごとにそれぞれの財務情報を作成・開示している国は、アメリカ、カナダ、

イギリス、ドイツ、フランスといった他の先進国には見当たらない²。

会社法の計算書類は、主として現在株主の株主総会における議決権行使のために必要とされる³。これに対して、金商法の有価証券報告書の財務諸表は情報提供先に将来の潜在的な株主も含み、投資意思決定に有用な多くの情報を投資家に提供する必要性があるものとされている。このような相違はあるものの、両者とも情報提供機能の観点からは実質的に同一の役割を担っているものと考えられており⁴、より詳細な開示内容を含む金商法の開示をベースに、会社法固有の開示項目については別途手当てを行うことにより、会社法の想定する情報としても十分なものとなり得ると考えられる⁵【参考資料 1】。また、それぞれの法定開示が情報提供機能の観点からは実質的に同一の役割を担っていることからすれば、計算書類と財務諸表以外の部分、すなわち、会社法の事業報告と金商法の経理の状況より前の記載部分についても、可能な限り一つの開示に集約することが望ましい⁶。

現状の二元的な開示制度は、有価証券報告書の詳細な開示内容は会社法が求める提出時期までに作成することが困難であるという実務上の要請に応えるものであり、結果として定時株主総会を決算日後 3 か月以内に開催するという現行実務に合致している。しかし、現行会社法上、基準日を決算日と一致させることを求める規定はなく、基準日を決算日後の一定の日に定めることにより、当該基準日から 3 か月以内に定時株主総会を開催することも可能である。本来、定時株主総会において株主が適切な判断を行うことに資する情報については、会社による十分な作成期間と高品質な監査を可能とする十分な監査期間を経た上で、株主が十分な検討期間を確保できるタイミングで株主に提供されるべきであり、これを踏まえた上での株主総会開催日を前提とした基準日を設定することが、株主と会社との深度ある対話を促すことにつながるものとする。

また、諸外国とは異なり、法定開示における財務情報として、会社法と金商法それぞれの財務情報が異なるタイミングで開示されるという我が国の現状は、情報利用者

² 法律に基づく年度開示について、日本では会社法及び金商法、アメリカ・カナダでは主として証券関連法、イギリス・ドイツ・フランスでは主として会社法により要請されている（対話促進研究会報告書（別冊）基礎資料編＜2＞詳細版＞P.23）。なお、各国の制度概要については、同報告書の基礎資料編＜1＞概要版＞P.14 から P.56「3．企業情報開示等に係る制度と実務」において整理されている。

³ 会計監査人設置会社では、一定の要件を満たす場合、計算書類の株主総会の承認は不要であり報告のみで足りることとなるが（会社法第 439 条、会社計算規則第 135 条）、株主総会における役員の選任（会社法第 329 条第 1 項）や役員報酬の決定等（会社法第 361 条第 1 項、同法第 379 条第 1 項、同法第 387 条第 1 項）の議案に対する議決権行使の際に、計算書類などは株主にとって重要な判断材料を提供するものと位置付けることができる（弥永真生・郡谷大輔・和久友子 編著、太田達也・阿部光成 著「会社決算ハンドブック」（商事法務、平成 19 年 4 月）P.8）。

⁴ 「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」（大蔵省・法務省、平成 10 年 6 月）

⁵ 連結計算書類には含まれない連結財務諸表の注記等の開示項目や基本財務諸表の一つとされるキャッシュフロー計算書、更には比較情報といった金商法の下で求められる開示内容は、連結グループ又は企業の財政状態及び経営成績の判断に極めて重要な情報であり、諸外国の年次報告書のように、株主総会における株主の適切な判断に資する情報として、適切な時期に提供することが可能となる。

⁶ 対話促進研究会報告書 P.28、29 図表 3-9: 年度情報開示に関する項目比較 参照

である株主・投資家や作成者、更にはその情報の信頼性を担保する役割を担う監査人にとって、以下のような観点から見直す必要があると考えられる。

(1) 株主・投資家の視点

まずは、我が国のような二元的な法定開示制度により、二種類の財務情報を開示する制度自体が、情報利用者である株主・投資家にとってどれだけのメリットがあるのかということが問題である。

アメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ、フランスといった他の先進国では、法定開示における財務情報は一元化されており⁷、情報利用者にとっての一覧性・理解しやすさの観点からは、二元的な法定開示を行っている我が国の現状はむしろ改善すべき点であると考えられる。また、対話促進研究会報告書の資料編では、諸外国の株主総会及び開示等のスケジュールについて会社規模ごとにサンプリング調査を行っているが、我が国とアメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ、フランスの法定開示のスケジュール等の平均を比較すると、日本を除く他の諸外国では、会社規模を問わず、定時株主総会が決算日後4か月以上後に開催され、かつ有価証券報告書に相当する財務情報である年次報告書が定時株主総会の平均1か月以上前に開示されていることが分かる。このような状況からすると、定時株主総会の開催が決算日後3か月以内に、しかも特定の時期に集中し、かつ有価証券報告書を総会期日同日又は総会日後に開示し、総会の議案検討に利用できないことを常態としている我が国の上場会社は、諸外国の企業と比較して魅力的な投資先ではないと判断されてもおかしくない【図表1】。

また、情報利用者である株主・投資家の視点からは、諸外国のように詳細な財務情報が記載されている有価証券報告書（年次報告書）が、株主総会前、十分な検討期間を確保したタイミングで開示されることや、有用な非財務情報の開示を充実させること等の方が望ましいものと考えられる⁸。

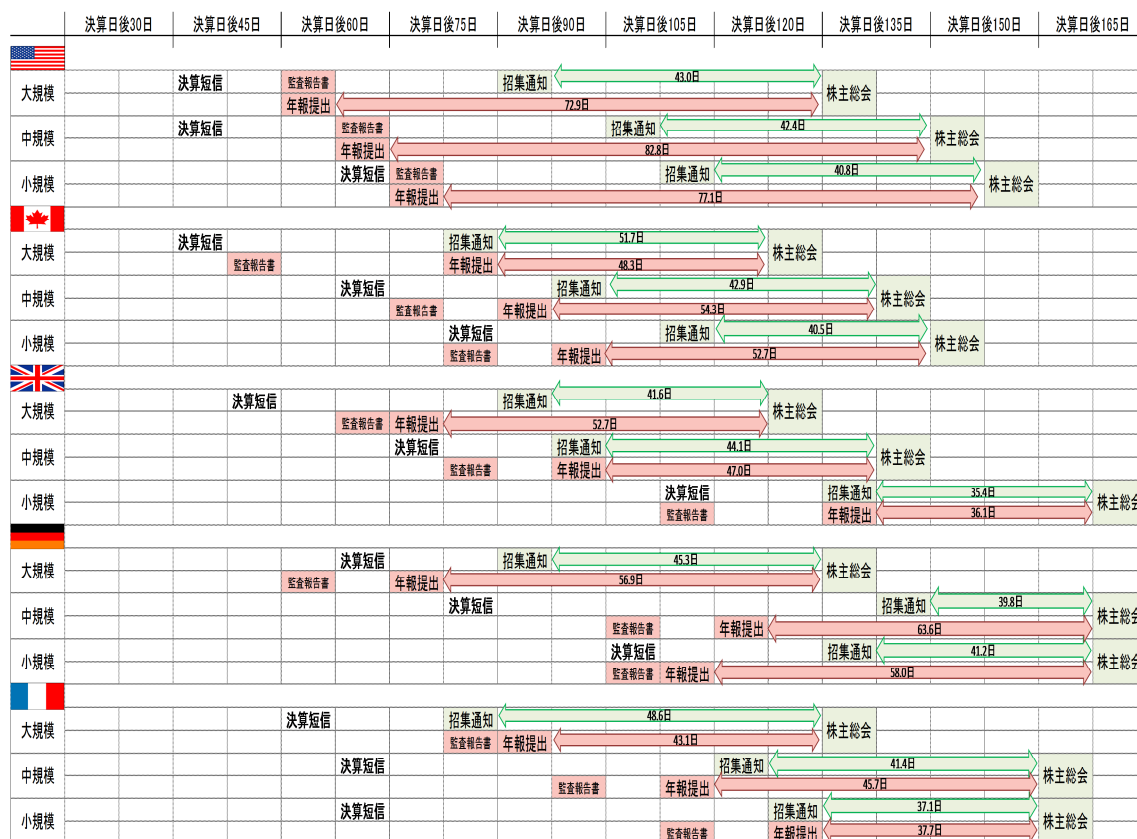
⁷ 諸外国においては、会計基準における表示・開示の定めを省略する制度上の規定も存在しない。他方、我が国の会社計算規則では、一部の表示・開示を省略できる旨も定められている。

⁸ このことは、対話促進研究会報告書における、あるべき情報開示の在り方に関する提言の基本的考え方にも通じる考え方であると言える。【参考資料2】

【図表１：諸外国における開示等のスケジュール⁹】

	決算発表日	会社法 監査報告書	金商法 監査報告書	有価証券報告書 提出日	招集通知日付 (A)	招集通知期間 (B)-(A)	株主総会開催日 (B)
平均	37.0日	42.5日	86.1日	87.4日	63.9日	21.1日	85.0日
	決算発表日	年次報告書 監査報告書日	年次報告書 開示日	招集通知日付 (A)	招集通知期間 (B)-(A)	株主総会開催日 (B)	
大規模	32.5日	51.3日	51.5日	81.4日	43.0日	124.4日	
中規模	36.9日	55.2日	55.5日	95.9日	42.4日	138.3日	
小規模	57.7日	66.9日	67.0日	103.3日	40.8日	144.1日	
	決算発表日	年次報告書 監査報告書日	年次報告書 開示日	招集通知日付 (A)	招集通知期間 (B)-(A)	株主総会開催日 (B)	
大規模	36.7日	45.2日	72.1日	68.7日	51.7日	120.4日	
中規模	59.8日	63.3日	78.8日	90.2日	42.9日	133.1日	
小規模	74.3日	73.3日	87.3日	99.5日	40.5日	140.0日	
	決算発表日	年次報告書 監査報告書日	年次報告書 開示日	招集通知日付 (A)	招集通知期間 (B)-(A)	株主総会開催日 (B)	
大規模	44.3日	53.7日	66.7日	77.8日	41.6日	119.4日	
中規模	64.3日	72.1日	83.7日	86.6日	44.1日	130.7日	
小規模	103.1日	104.3日	125.1日	125.8日	35.4日	161.2日	
	決算発表日	年次報告書 監査報告書日	年次報告書 開示日	招集通知日付 (A)	招集通知期間 (B)-(A)	株主総会開催日 (B)	
大規模	54.6日	52.6日	65.2日	76.8日	45.3日	122.1日	
中規模	72.8日	94.6日	106.0日	129.8日	39.8日	169.6日	
小規模	94.7日	95.1日	104.2日	121.0日	41.2日	162.2日	
	決算発表日	年次報告書 監査報告書日	年次報告書 開示日	招集通知日付 (A)	招集通知期間 (B)-(A)	株主総会開催日 (B)	
大規模	46.5日	69.1日	79.6日	74.1日	48.6日	122.7日	
中規模	55.4日	84.3日	104.9日	108.6日	41.4日	150.0日	
小規模	57.3日	101.4日	116.3日	116.9日	37.1日	154.0日	

	4月	5月上旬	5月下旬	6月上旬	6月下旬	7月上旬	7月下旬	8月上旬	8月下旬	9月上旬
		決算短信	監査報告書(金)	招集通知	21.1日	株主総会				
東証 上場企業					監査報告書(金) 有報提出					



⁹ 対話促進研究会報告書（別冊）基礎資料編：企業情報開示や株主総会プロセスを巡る我が国及び諸外国の制度と実務＜１．概要版＞「３．企業情報開示等に係る制度と実務」開示等のスケジュールから日本公認会計士協会にて集計

(2) 作成者・監査人の視点

平成 27 年 6 月から適用が開始されたコーポレートガバナンス・コードでは、上場会社に対し、株主に対する総会議案の十分な検討期間の確保(補充原則 1 - 2)や、利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高い情報(とりわけ非財務情報)の開示(【基本原則 3】)等が求められている。株主・投資家といった情報利用者の求める開示内容・タイミングの実現を考える上では、諸外国のように法定開示の財務情報を一元化し、作成者にとっての情報開示の効率性を高めることで、非財務情報開示の充実等、より質の高い開示に時間と労力を振り向けることが可能となる制度とすることが有益である【参考資料 2】。

また、我が国では、現状、株主へ送付するための招集通知の添付書類とされている計算書類の監査報告書は、諸外国における同じ法定開示書類である年次報告書の監査報告書と比較して相当程度短い期間で提出する実務となっている。加えて、我が国における上場会社の大多数を占める 3 月決算会社の株主総会が 6 月末に集中し、これに連動して招集通知発送日も集中することから、多数の上場会社の監査業務を短期間で行わなければならない現状にある【図表 1】【図表 2】。

このような状況の下、決算監査に必要な日程が十分に確保されないこととなれば、監査基準の要求事項に応える質の高い監査の実施が困難なものともなりかねない。

法定開示における財務情報が一元化され、監査対象も一元化されることとなれば、各社が情報の信頼性を確保するための十分な日程で決算スケジュールを設定することにより、財務情報の信頼性を担保する監査人にとっても、限られた決算監査スケジュールの中で、より重要な監査手続に注力することが可能となり、監査の信頼性確保にも寄与することとなる。

【図表 2：平成 27 年 3 月期決算上場会社の株主総会関連スケジュール】

上場先	決算発表日	会社法 監査報告書	金商法 監査報告書	有価証券報告書 提出日	招集通知日付 (A)	招集通知期間 (B)-(A)	株主総会開催日 (B)	会社数
東証一部	38.8日	43.1日	84.4日	85.8日	65.6日	19.3日	84.9日	1,405社
他本則市場	40.6日	44.7日	85.1日	86.9日	68.8日	17.0日	85.8日	460社
新興市場	41.9日	47.0日	84.7日	86.4日	68.8日	16.5日	85.3日	585社
合計	39.9日	44.3日	84.6日	86.2日	67.0日	18.2日	85.2日	2,450社

【参考】会計監査人監査報告書日の状況

上場先	4月中 (～4/30)	5月上旬 (5/1～10)	5月中旬 (5/11～20)	5月下旬～ (5/21～)	監査報告書日が 決算短信と同日以前
東証一部	2.1%	26.1%	61.9%	9.9%	43.9%
他本則市場	1.3%	21.3%	60.4%	17.0%	42.8%
新興市場	1.2%	9.1%	63.1%	26.6%	32.8%
合計	1.7%	21.2%	61.9%	15.2%	41.1%

(出所) 開示データに基づき日本公認会計士協会にて集計

他本則市場：東京証券取引所市場第二部、名古屋証券取引所市場第一部・第二部、福岡証券取引所、札幌証券取引所

新興市場：東証マザーズ、ジャスダック、名証セントレックス、福証 QB、札幌アンビシャス

平成 27 年 6 月 30 日現在で上場廃止の 4 社、有価証券報告書提出期限延長を公表している 3 社は集計から除外

複数市場に上場している会社については、東証一部と他の市場への上場会社は東証一部へ集計、他本則市場と新興市場への上場会社は他本則市場にて集計

いずれも決算日からの平均日数を集計(招集通知期間は招集通知日付から株主総会開催日までの期間を平均した日数)

会社法監査報告書日については、会計監査人監査報告書が公表されていない札幌アンビシャスの 2 社は集計から除外

< 上場先別の平均で比較した場合のスケジュールの違い >

- ✓ 株主総会開催日については、上場先を問わず、決算日後 85 日程度で集中している。
- ✓ 有価証券報告書の開示時期と金商法の監査報告書日は、株主総会開催日とほぼ同時期であり、上場先別でも大きな差はない。
- ✓ 会社法監査報告書日は、東証一部と新興市場との間で 4 日の差があるが、東証一部と他本則市場ではほぼ同時期であり、相当な割合の上場会社において、会社法監査報告書日も集中していることが分かる。

3．後発事象の問題克服の必要性

(1) 有価証券報告書で修正されない修正後発事象

通常、上場会社は会社法監査の対象ともなるため、その財務書類（（連結）計算書類、（連結）財務諸表）については、会社法（第 436 条第 2 項第 1 号、第 444 条第 4 項）と金商法（第 193 条の 2 第 1 項）の各々の規定に基づいて監査が行われている。双方の監査業務の違いは、主に開示書類が異なることによる表示面の監査手続の相違にすぎない。すなわち、会社法と金商法それぞれの法定監査に係る監査手続は、両者を各々重複して行うのではなく、それぞれの法定開示書類における表示面の手続以外の大部分の手続は、両者共通の手続として一体的に監査が行われる。したがって、監査意見の内容も通常は同一のものとなり、同一の監査人が会社法と金商法の規定に基づく監査報告書をそれぞれ発行している。しかしながら、我が国では、双方の監査報告書の日付に相違が生じており、異なる時点で二つの監査報告書が提出されることによる我が国固有の後発事象の問題を生じさせている。

後発事象とは、期末日の翌日から監査報告書日までに発生した事象を意味するものであり¹⁰、重要な後発事象として当該事業年度の財務諸表の修正を要する事象（以下「修正後発事象」という。）と、当該事業年度の財務諸表には影響を及ぼさないが、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼすため、当該事業年度の財務諸表に注記を要する事象（以下「開示後発事象」という。）とに分類される。本来、会社法の計算書類であっても、金商法の財務諸表であっても、修正後発事象であれば、当該事業年度の財務諸表を修正する必要があるということになるが、我が国では、会社法の計算書類と金商法の財務諸表との単一性を重視し、会社法監査報告書提出後、金商法監査報告書の提出までに発生した修正後発事象については、有価証券報告書では開示後発事象に準じた取扱いをすることとしている¹¹。

このような有価証券報告書の取扱いは、二元的な法定開示制度に基づき、異なる時点で二つの監査報告書を提出していることから生じる我が国固有の理由によるものであるが、結果として、二元的な法定開示を前提としない諸外国の年次報告書にはない、後発事象の問題という我が国固有の問題を生じさせる要因となってしまう。

(2) 会社法監査報告書日後に監査人が知ることとなった事後判明事実の取扱い

上述した後発事象の問題に関連して、会社法監査報告書日後の事後判明事実の取扱いまで考慮した場合、更に問題は複雑化する。

事後判明事実とは、監査報告書日後に監査人が知ることとなったが、もし監査報告書日現在に気付いていたとしたら、監査報告書を修正する原因となった可能性のある

¹⁰ 監査基準委員会報告書 560「後発事象」第 4 項(3)

¹¹ 監査・保証実務委員会報告第 76 号「後発事象に関する監査上の取扱い」

事実をいい¹²そのような事実を監査人が知った場合には必要な手続を実施の上、財務諸表の修正又は財務諸表における開示の必要性を検討し、適切な対応を経営者に求めることが必要となってくる。

ここで、会社法と金商法の監査報告書日が同日であれば、後発事象に関する取扱いと同様、事後判明事実に関する取扱いについても、一つの時系列の中で整理することができるが、現状のように会社法と金商法の法定開示における監査報告書日付に 40 日以上乖離がある場合¹³、会社法監査報告書日後、金商法監査報告書日までに監査人が知ることとなった事象については、会社法上は事後判明事実、金商法上は(1)で述べた修正後発事象という取扱いとなり、それぞれの法定開示書類への影響は更に複雑化する。

(3) 会社法監査報告書日後に特定された開示すべき重要な不備の問題

金商法には内部統制報告制度も存在するが、会社法監査報告書日には認識できない内部統制上の開示すべき重要な不備が金商法の内部統制監査報告書日までに特定される可能性も存在する。内部統制報告制度は会社法の制度ではないものの、経営者による財務報告に係る内部統制の評価結果とそれに対する監査人の監査結果は、金商法の財務諸表監査のみならず、会社法の計算書類の適正性及び監査役監査に影響を及ぼすことが考えられる。例えば、会社法の監査役監査報告書では内部統制に係る指摘を何ら行っていないにもかかわらず、その後に提出された内部統制報告書又は監査人の内部統制監査報告書において開示すべき重要な不備があることが明らかになり、両者の間に不整合が生じた場合、株主・投資家の理解を妨げ、監査役監査の実務にも影響を及ぼすのではないかと懸念が指摘されている¹⁴。特に、平成 26 年会社法改正により、内部統制システムの整備状況のみならず、運用状況の概要も事業報告の記載事項となり（会社法施行規則第 118 条第 2 号）、内部統制の運用状況も監査役等の監査対象となった（会社法施行規則第 129 条第 1 項第 5 号、第 130 条第 2 項第 2 号、第 130 条の 2 第 1 項第 2 号、第 131 条第 1 項第 2 号）ことから、この懸念はより大きなものとなることが想定される。

また、財務報告に係る全社的な内部統制の基本的要素である統制環境の中には監査役機能の有効性が含まれることから、会社法上、会計監査人による監査の方法と結果の相当性を判断した監査役による監査報告書が提出された後に、監査役を含む統制環境等について内部統制監査で監査人が判断するという監査役監査とのねじれが生

¹² 監査基準委員会報告書 560「後発事象」第 4 項(6)

¹³ 【図表 2】と同様の集計による開示データに基づく日本公認会計士協会の調べによれば、平成 27 年 3 月期決算の全上場会社における会社法監査報告書日と金商法監査報告書日との期間は平均 40.5 日となっている。

¹⁴ 「監査役からみた財務報告に係る内部統制報告制度に関する Q & A」(日本監査役協会、平成 20 年 9 月 29 日)

じているとの指摘もある¹⁵。

金商法上、財務諸表監査報告書と内部統制監査報告書は一つの監査報告書として一体的に作成する方法が原則とされ、監査報告書日付は同一となることから、会社法に基づく計算書類の監査と金商法に基づく財務諸表の監査が一元化されることとなれば、金商法の内部統制報告書に対する監査意見も同時点で確定し、時点が相違することによる問題は解消されることとなる。

以上のような我が国固有の二元的な法定開示制度を起因とする後発事象の問題は、情報利用者である株主・投資家や作成者、更にはその情報の信頼性を担保する役割を担う監査人にとって、以下のような観点から克服すべき問題であると考ええる。

< 株主・投資家の視点 >

会社法と金商法に基づく二元的な法定開示制度により、異時点で監査報告書が付されるという我が国の現状が、有価証券報告書の修正後発事象に係る我が国固有の取扱いの必要性を生じさせるものとなるが、このような取扱いは、諸外国の投資先との比較において、海外投資家を含む情報利用者からの我が国企業の有価証券報告書に対する理解を得にくくしている可能性がある。

また、会社法監査報告書日には認識できない内部統制上の「開示すべき重要な不備」が金商法の内部統制監査報告書日までに特定された場合、会社法の監査役の監査報告書と金商法の内部統制報告書又は監査人の内部統制監査報告書との間に不整合が生じ、株主・投資家の理解を妨げることにもつながりかねない。

< 作成者・監査人の視点 >

会社法監査報告書日後、金商法監査報告書日までの期間における後発事象発生の有無の確認や、後発事象が発生した場合の金商法での開示の検討という作業が作成者及び監査人に発生するのは、会社法と金商法に基づく二元的な法定開示制度を採用する我が国固有の事情によるものである。したがって、諸外国のように法定開示における財務情報が一元化され、これに対する監査も監査報告書日を同一日付とすることで実質的に一元化できれば、作成者及び監査人の作業負担は相当程度解消される。

また、このように会社法に基づく計算書類の監査と金商法に基づく財務諸表の監査が実質的に一元化されれば、会社法の監査役監査報告書と金商法の内部統制報告書及び監査人の内部統制監査報告書との間の不整合の可能性といった問題も克服できる。

¹⁵ 神田秀樹・黒沼悦郎・静正樹ほか「新春座談会 会社法と金融商品取引法の交錯と今後の課題[上]」(商事法務研究会「旬刊商事法務」NO.1821、平成20年1月)

法定開示における財務情報の一元化及び監査の実質的一元化【提言 1 - 1】

- 投資家が必要とする十分な情報を効果的かつ効率的に提供するとともに、情報開示の不効率性及び監査対象の重複、後発事象の取扱いといった、二元的開示制度による我が国固有の問題点を克服するため、会社法と金商法の法定開示における財務情報は一元化し、監査も実質的に一元化すべきである。
- 会社法と金商法の法定開示における財務情報の一元化を考える場合には、それぞれの制度目的を達成できる方法で一元化を実現すべきである。より詳細な開示内容を含む金商法の開示をベースとし、単体開示については関連当事者注記等の会社法固有の開示項目についても整理することで、会社法の想定する情報としても十分なものとなり得ると考えられる。
- 法定開示における財務情報の一元化の具体的方法としては、会社法と金商法それぞれの制度目的を達成できる単一の開示内容で有価証券報告書を作成し、ここで開示される財務情報を会社法上の計算書類としても用いることができるよう法令改正を行い、その情報を基に会社法上の株主への財務情報の伝達を行うことが考えられる。

1. 法定開示における財務情報の一元化及び監査の実質的一元化

財務情報の提供について、会社法は、全ての株式会社を対象として、株主と債権者への情報提供及び剰余金分配の規制の二つに主眼を置き、会計に係る規定を設けている¹⁶。一方、金商法は、多数の株主が存在する上場会社等を対象として、投資家へ投資判断に資する情報を提供する機能が中心であると言われている。両者の間にこのような相違はあるものの、会社法では会計処理や表示に関して原則として独自性を主張しないこととされ、会社法の計算に関する規定は、会計処理や表示について会計慣行に委ねている。これは、両者の会計は情報提供機能が共通するという観点から、企業の財政状態及び経営成績を表す基礎となる利益計算に差異が生じることのないよう、基本的には同一の会計処理に基づくべきとの考え方によるものと思われる¹⁷。このため、金商法の会計に関する規定をベースに、個別財務諸表における関連当事者注記等の会社法固有の記載事項については別途検討を行うことにより、法定開示における財務情報の一元化を図る方法であれば、特段の問題は生じないものと考えられる¹⁸。

¹⁶ 郡谷大輔・和久友子 編著、細川充・石井裕介・小松岳志・澁谷亮 著「会社法の計算詳解 第2版」(中央経済社、平成 20 年 5 月) P.8

¹⁷ 「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」(大蔵省・法務省、平成 10 年 6 月)

¹⁸ 「多くのEU構成国においては、会社法上の計算書類及びその附属明細書ならびに連結計算書類を証券規制などの関連で要求される年次報告書にそのまま取り込むことができ、あとは追加的情報を含めることで足りるものとされている。日本では、有価証券報告書に含めるべきとされている財務書類が、会社法上の計算関係書類に追加的情報を加えたものとして構成されていないことに問題がないとはいえず、この点については制度論としては、ますますの改善が期待されるところである」との指摘もある。弥永真生「会計監査人論」(同文館出版、平成 27 年 6 月) P.10

また、法定開示書類の財務情報の一元化に伴い、現状 40 日もの時点の乖離が生じている会社法監査報告書日と金商法監査報告書日の日付が同一のものとなれば、後発事象の問題も克服され、実質的な監査の一元化にもつながることで、監査人や会社(作成者)の作業負担も軽減される。

2. 招集通知添付書類としての財務情報の取扱い

(1) 株主への提供方法

上記 1. で述べた法定開示の財務情報の一元化を考える場合、会社法の計算書類は原則として、招集通知の添付書類として書面で添付することが求められる(会社法第 299 条第 2 項)ことから、印刷・発送コストといった会社の負担が増大する懸念が生じる。

他方、我が国では招集通知やその添付書類の電子化が認められる制度として、株主の事前の同意を前提とする電磁的方法による提供の制度とウェブ開示によるみなし提供の制度が存在する¹⁹。前者は、株主の個別の承諾を経て招集通知を電子発送し、かつ株主総会資料の全部についても電子提供できる制度となっている(会社法第 299 条第 3 項、同法第 301 条第 2 項等)が、会社が制度を採用しても承諾する株主が少なく、ペーパーレス化や郵送費等の削減のメリットは僅かであって、かえって手間暇がかかる分だけコスト増になるとの指摘もあり、普及が進んでいない現状にある²⁰。これに対し、後者のウェブ開示によるみなし提供の制度については、株主の個別の承諾ではなく、定款に定めることにより招集通知添付書類の一部を電子提供できる制度であり、平成 27 年 5 月 1 日施行の改正会社計算規則において、みなし提供可能な添付書類の範囲は拡大され、計算書類関係では個別貸借対照表及び損益計算書、個別の監査報告書を除く書類については、ウェブ開示による株主への提供が可能となっている(会社計算規則第 133 条、会社法施行規則第 94 条第 4 項)【参考資料 3】。

以上を踏まえると、一元化された法定開示における財務情報の取扱いとしては、次のような方法が考えられる。

- a) 招集通知添付書類の原則電子化により、事業報告を含む全ての添付書類を電子的に提供することを原則とするよう会社法を改正する方法
- b) 個別の貸借対照表、損益計算書、監査報告書といった現行制度上、ウェブによるみなし提供の範囲外の財務情報につき、みなし提供を可能とする省令改正を行う方法
- c) 現行制度を変えず、定款の定めによるみなし提供の制度を利用し、個別の貸借対照表、損益計算書、監査報告書は書面による送付を行うものとする方法

¹⁹ 対話促進研究会報告書 P.85、10 から(制度の詳細は同報告書 P.85 脚注 68、69 参照)

²⁰ 田中亘「株主総会と企業統治-株主総会資料の電子提供の問題を中心に-(財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」平成 27 年 1 月号(通巻第 121 号)2015 年 3 月)」「株主総会白書」(商事法務研究会「旬刊商事法務」NO.2051) P.144 から P.145

この点、招集通知添付書類の送付は、情報量、伝達速度、資源に関する問題に鑑み、a)の電子的に提供することを原則とするよう会社法を改正する方法が最も望ましいものとする²¹。その際、招集通知添付書類を書面で入手したいと考える株主に対しては、会社へその旨の意思表示を行った株主に対してのみ、個別に書面で送付するといった方法も考えられる。具体的な方法としては、例えば、株主総会の日時・場所、議案等を記載した招集通知本体に、ウェブ開示された招集通知添付書類にアクセス可能なアドレス及び添付書類の書面による送付を希望する場合にはその旨の意思表示を依頼する旨を記載し、株主に対して株主総会開催日の1か月前までに書面で送付するといった方法が考えられる。なお、招集通知添付書類の書面送付には印刷等の時間が必要となるが、書面でしか招集通知添付書類を確認できない株主に対する会社法上の必要な手続という前提であれば、遅くとも株主総会開催日の2週間前までには、招集通知添付書類の書面を発送することが必要となってくるものと考えられる。

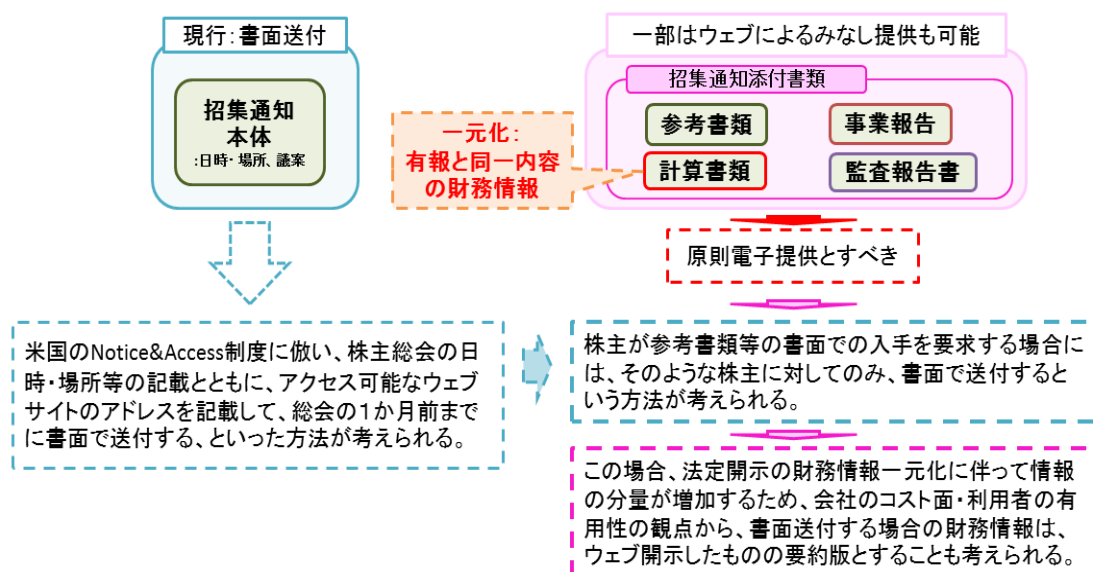
なお、「日本再興戦略」改訂2015の「新たに講ずべき具体的施策」では、「株主総会プロセスの見直し等」として、「また、IT利活用促進に係る政府全体の対応方針も踏まえ、米国における制度（「Notice & Access」制度）も参照しつつ、招集通知添付書類の提供を原則として電子的に行う上での課題や必要な措置について来年中に検討し、結論を得る。」としており、制度化に向けた十分な検討が期待される。

(2) 書面送付する財務情報の取扱い

(1)で述べたような方法により、招集通知添付書類は希望する株主に対してのみ書面送付することを考えた場合であっても、書面送付する財務情報については、会社のコスト面及び情報利用者にとっての有用性の観点からすれば、会社法と金商法それぞれの制度目的を達成すべく法定開示として一元化された財務情報そのものではなく、法定開示の財務情報を基に作成した要約財務諸表とするという方法も考えられる。

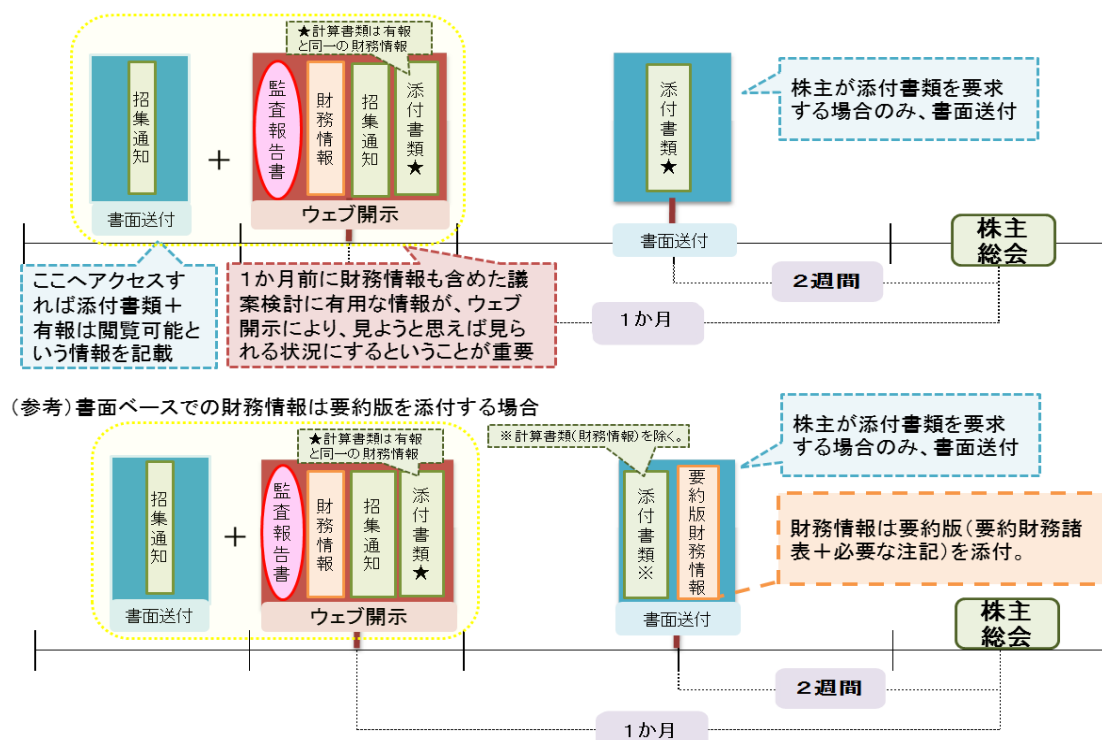
²¹ 対話促進研究会報告書では、「情報開示の方法を検討する前提として、最も劇的な環境変化は、IT化、電子情報化の進展である。ITインフラやインターネットの急速な普及により、開示情報の提供や利用の実務は、電子情報を基本としたものになっている。国際的に見てもIT化、電子化への対応が情報開示を検討する上での中心課題となっている。情報の電子化を促進することにより、対話プロセスの効率化や開示情報の充実が図られることに加え、環境保護、IT利用拡大、生産性向上等が期待されるとの見解も示された。」とされている（P.17、25及び図表3-1）。

【図表3：招集通知添付書類の原則電子化のイメージ】



以上のように法定開示の財務情報を一元化し、招集通知添付書類を原則電子化することを考えた場合のイメージは次のようになる。

【図表4：法定開示を一元化し招集通知添付書類を原則電子化した場合のイメージ】



あるべき情報開示及び株主総会関連のスケジュール【提言 1 - 2】

- 各上場会社が、株主・投資家が必要とする情報を信頼性あるものとして提供できるタイミングに基づき、1 か月程度の議案検討期間を確保したスケジュールで情報開示を含む株主総会関連日程を設定すべきである。
- 上記に従い、定時株主総会開催日の設定に当たっては、従来の決算日後 3 か月以内の開催には拘らず、決算日後 3 か月を超える日程での開催も当然のこととする柔軟な対応をすべきである。
- 各上場会社が会社の規模や事業形態、開示書類作成に携わる人的リソース等の個別事情に鑑み、無理のない現実的なスケジュールを設定することにより、株主総会の分散化を図っていくことが有益である。

1. あるべき情報開示及び株主総会関連のスケジュール

法定開示の財務情報の一元化を考えた場合、開示する財務情報の範囲、分量は現行制度上の会社法計算書類より増加することとなるが、無理に従来の株主総会関連スケジュールに固執することで、情報の信頼性を損なうようなことがあっては本末転倒である。また、事後的に決算修正を行うことになれば、かえって株主・投資家を混乱させることになってしまう。

法定開示の財務情報を一元化した際のあるべき開示スケジュールを考える上では、既に適用が開始されているコーポレートガバナンス・コードや、望ましい情報開示の実現に向けて検討が行われた対話促進研究会報告書における株主・投資家のニーズ等を踏まえた方向性で考えることが有益である。

2. コーポレートガバナンス・コードの適用

平成 27 年 5 月、先に金融庁から公表されたコーポレートガバナンス・コード原案を受け、東京証券取引所からコーポレートガバナンス・コードが公表され、6 月 1 日から適用が開始されることとなった。本コードでは、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則が取りまとめられており、上場会社はコードにおいてプリンシプル・ベース（原則主義）で示された各原則に対し、会社が各々の置かれた状況に応じて自己規律を策定し、コンプライしない場合はその理由をコーポレートガバナンス報告書において開示するという形で説明責任を果たしていくこととなる。

本コードは補充原則まで含めると 73 の原則により構成されるが、最初の原則である【基本原則 1】では「株主の権利・平等性の確保」という内容で次のように記載されている。

【基本原則 1】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

また、【基本原則 1】を受け、【原則 1 - 2】、更には補充原則 1 - 2 から では、より具体的に以下のように記載されている（太字・下線は引用者による。）。

【原則 1 - 2 . 株主総会における権利行使】

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

補充原則 1 - 2

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

補充原則 1 - 2

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

補充原則 1 - 2

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

以上を整理すると、上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資する十分な情報提供を行うとともに、情報の正確性を担保した上での十分な議案検討期間を確保し、株主との建設的な対話の充実やそのための正確な情報提供等を考慮した株主総会関連日程の適切な設定を行う（又はコンプライしない理由を説明する）ことが必要となってくる。

3. 経済産業省「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書」における提言との関係

「日本再興戦略」改訂 2014 に掲げられた「持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家との対話の促進」の検討を行うため、経済産業省において対話促進研究会、企業情報開示検討分科会及び株主総会のあり方検討分科会が設置され、企業・投資家のほか、学者・弁護士・公認会計士といった関係者も含む各方面の有識者から構成されるメンバーによる検討が行われてきた。

2 で述べたコーポレートガバナンス・コードで企業に求められる「株主総会における株主の権利行使に係る適切な環境整備」を実現するための具体的方法について、対話促進研究会での議論を参考にすると以下のように考えられる。

(1) 情報の正確性及び情報の信頼性を担保した上での十分な議案検討期間の確保

< 株主・投資家の視点 >

平成 26 年度の調査として一般社団法人生命保険協会において実施された投資家向けアンケートでは、「招集通知について、議案精査の関係上、総会日のどのくらい前に到着することが望ましいですか」との質問に対し、株主総会の 1 か月前とする回答が 51.2% と最も多くなっており、1 か月以上前との回答と合わせると全体の 66.3% に及んでいる²²。また、対話促進研究会報告書によれば、海外投資家からは招集通知等の情報提供について、内容が英語であれば 28 日前に行われることが望ましく、英語でなければ翻訳のため更に 1 週間必要であるとの意見が寄せられた旨の記載がある²³。

国際比較においても、主要諸外国の上場会社の場合、会社規模を問わず招集通知期間を平均 1 か月以上置いているが、日本の上場会社の場合、東証一部上場企業ですら平均 19 日程度となっている【図表 2】。

以上のように、株主の視点からは、招集通知期間を少なくとも 1 か月程度は確保することが期待されている。

< 作成者・監査人の視点 >

上場会社の招集通知期間を現状の全市場平均である 18 日程度から 1 か月程度に延長するためには、招集通知発送日を早めるか、総会期日を遅らせるか、又はその両方の対応により、10 日間程度の議案検討期間を追加で確保できるようなスケジュールを達成する必要がある。コーポレートガバナンス・コードの補充原則 1 - 2 では、「上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、」とされており、当

²² 対話促進研究会報告書 P.68、10 及び P.69 図表 4-6: 平成 26 年度生命保険協会調査「株式価値向上に向けた取り組みについて」

²³ 対話促進研究会報告書 P.69、11 及び AC GA (Asian Corporate Governance Association)「ACGA Response to METI Study Group on Japanese AGMs」(2014 年 12 月 12 日)

然ながら、会社による正確な情報の作成と監査人による情報の信頼性担保という観点から無理のないスケジュールを組む必要がある。

なお、情報の信頼性という観点から、コーポレートガバナンス・コードの【原則 3 - 2 . 外部会計監査人】では、「外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである」とし、同コードの補充原則 3 - 2 では、このような適正な監査の確保に向けて取締役会及び監査役会が少なくとも対応すべき事項の一つとして、「高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保」を挙げている。ここで求められているのは、補充原則 3 - 2 に掲げられている CEO・CFO といった経営陣幹部や監査役、内部監査部門、社外取締役との十分なコミュニケーション、監査人が不正や不備・問題点等を指摘した際の会社の対応など、監査人による監査が有効に機能するための当然の前提を踏まえた上での適正な監査期間の確保ということとなる。また、コード原案の背景説明においても、「決算期末から、会計監査証明までの期間は、不正リスクに対応した実効性ある会計監査確保の観点から、一定の期間を確保する必要がある」との有識者会議における議論を記載している。十分な議案検討期間確保のための株主総会関連スケジュールの設定に当たっては、正確な情報の作成と情報の信頼性担保に要する期間の確保を強く念頭に置いた情報開示スケジュールの検討が必須であり、作成者及び監査人には、このような意識の下、適切にコードを運用していく責務がある。

すなわち、会社は自らによる正確な情報作成に必要な期間、監査人による情報の信頼性担保のための高品質な監査を可能とする十分な監査期間を適切に確保することを前提に、招集通知期間を設定することが必要となってくる。

(2) 株主との建設的な対話の充実やそのための正確な情報提供等を考慮した株主総会関連日程の適切な設定

対話促進研究会報告書では、投資家からの声として、株主総会開催日の集中についても次のように記載されている²⁴。

- 日本企業の株主総会が 6 月下旬に集中している（6 月の最終週に約 8 割の企業が開催）こともあり、機関投資家等の議案検討は、ガバナンス専門でないアナリストを動員するなど負荷を高めて行われており、議決権行使の意思決定のための時間が十分にとれていない。経営陣と深い議論をする余裕はなく、結果、株主総会プロセスが対話の場となっていないといった報告がなされた。
- 特に海外投資家は、常に他国企業と比較して投資判断を行っている。日本においては株主総会日が集中し、招集通知から総会日までの期間が短いことから、限界的な状況で議決権行使をせざるを得ず、投資家との対話に熱心ではないと評価されるの

²⁴ 対話促進研究会報告書 P.66、4.4.1、04 から 06

ではないかとの懸念も示された。

- また、リスクベースの投資判断を行うグローバル投資家にとっては、限られた時間に大量の企業の議決権行使判断をするために、リスクが高い投資先に限って内容を検討するため、そのための十分な時間を確保することが重要との指摘もあった。

また、平成 26 年度生命保険協会調査「株式価値向上に向けた取り組みについて」においても、株主の議決権行使を充実させるために企業が取り組むべき項目としては、「集中日を回避した株主総会の開催」及び「招集通知の早期発送（早期開示）」が 65.1%と最も多い旨が記載されている²⁵。更に、生命保険協会からの要望事項では、株主総会の開催日が集中することも、投資家による議案の検討が一時期に集中することにつながるため、検討時間を確保する上での制約となっている旨や、投資家は限られた時間の中で膨大な数の議案について判断を下す必要があるため、十分な検討時間を確保するために、早期発送の一段の進展・定着や、ウェブ等を活用した早期開示、株主総会開催日の分散化等、議決権行使の環境改善に向けた企業の取り組みが求められるとの内容が記載されている²⁶。すなわち、企業と株主の建設的な対話の充実等を考慮した株主総会関連日程の設定に当たっては、総会開催日の分散化への配慮も重要となってくる。

以上を踏まえ、対話促進研究会報告書では、「望ましい株主総会プロセスの方向性」として「日本の株主総会は、諸外国に比して決算後早いタイミングで行われており、かつ 6 月下旬に集中していることから、株主の議案検討や企業との対話を行うための実質的な期間が十分ではないと認識されている。」との前提の下、「適切な株主総会の日程を設定するとともに、有用な情報を効果的に株主に提供することが必要である」として、以下のように「対話型株主総会プロセスの必要条件」を提示している²⁷。

< 対話型株主総会プロセスの必要条件 >

- 株主総会に向けて、株主が実質的に議案を検討する期間、企業が株主との事前対話を通じて相互理解を深めるために必要な期間が十分確保できること（また、こうした点を意識した書類送付、情報展開、議決権行使手続等の周辺プロセスの効率化が重要である。）
- 招集通知及び関連情報が、株主総会日までの期間を十分確保できるタイミングで株主に提供されること（グローバルな投資家の視点からは、欧米等における通知期間（株主総会の 1 か月以上前）を確保することが望ましい。この点は、関係書類の電子化の活用も併せて検討が行われるべきである。）

²⁵ 対話促進研究会報告書 P.69 図表 4-5:平成 26 年度生命保険協会調査「株式価値向上に向けた取り組みについて」

²⁶ 平成 26 年度生命保険協会調査「株式価値向上に向けた取り組みについて」P.36

²⁷ 対話促進研究会報告書 P.122、3.2.1【参考資料 4】

- 株主が必要とする情報が統合的かつ分かりやすい形で提供されること。
- 情報の信頼性を確保するため十分な監査期間が確保されていること。(この際、異なるタイミングで二つの監査報告書が提出されることに伴う問題解決のため会社法及び金商法の監査報告のずれを最小化し、実質的な一元化に向けた検討が行われることも念頭に置くことが重要である。)

そして、このような必要条件を考えた場合、日本の株主総会は諸外国に比べて決算日からの期間が短い状況にあり、招集通知発送、機関投資家等が実質的に議案を検討する期間、情報開示・監査等の期間・手続を考えれば、これらの条件を十分満たしているとは言い難く、対話促進の観点からこれらを満たそうとすれば、現状のスケジュールが制約となる可能性が高いと指摘している²⁸。その上で、株主の議案検討や対話の期間を確保しようとする企業が、自社の状況・判断に応じて現行制度下でも対応可能な方法として、まずは基準日と総会日を適切に設定することが望ましいとの方向性を示し、株主への情報提供の在り方や検討・対話期間の確保等、広い意味での対話型のプロセスへの転換を図る観点から、どのような株主総会日や基準日が適切かを再検討することが重要であり、検討に当たっては、決算日を基準日とする慣行や固定観念から離れ、改めて株主総会スケジュール全体を見直してみる必要があるとの提言を行っている²⁹。

以上のとおり、対話促進研究会報告書では、会社法上の議決権行使の基準日を決算日と一致させている現状が、望ましい企業情報開示を実現する上でのスケジュール制約となっており、基準日を後ろ倒しすることにより、株主との対話を重視した株主総会スケジュールの見直しを図ることが提言されているものと整理できる。

4. コーポレートガバナンス・コードと対話促進研究会報告書における提言を実現するためのスケジュール設定

情報の正確性を担保した上での十分な議案検討期間の確保として1か月の期間を置くことを想定した場合、まずは会社法と金商法それぞれの制度目的を達成できる形で一元化された法定開示書類に係る高品質な監査を可能とする十分な監査期間を確保した上で、当該財務情報を開示できるスケジュールを設定する必要がある。そして、上場会社といっても、東証一部から、マザーズ、ジャスダックといった新興市場も存在し、更には各社の事業形態や開示書類作成に携わる人的リソース等、それぞれの個別事情によって状況は異なるものであり、重要なのは、各社が自らの個別事情に鑑み、株主・投資家との対話促進の観点から現実的なスケジュールを検討し、これを着実に実現していくことである。

以上を踏まえ、各上場会社による実務上対応可能な開示のタイミングを考える上では、

²⁸ 対話促進研究会報告書 P.124、3.3.2、04

²⁹ 対話促進研究会報告書 P.124、3.3.2【参考資料5】

上場会社における現状の招集通知発送時期と有価証券報告書の提出時期を考慮することが有益である。

開示可能な最速のタイミングとしては、現状の上場会社における招集通知発送時期が参考になるが、平成 27 年 3 月期決算の上場会社の招集通知日付を上場先別に集計すると【図表 5】のようになる。

【図表 5：平成 27 年 3 月期決算会社における上場先別招集通知日付集計】



出所、集計の前提は P.9【図表 2】と同様

現状の招集通知発送スケジュールをベースに、1 か月間の検討期間を確保する場合、6 月下旬総会が東証一部企業を中心に全体の 7.1%、7 月第 1 週の総会が全体の 46.4%、7 月第 2 週の総会が東証一部以外の上場会社を中心に全体の 46.4%ということになる。

ただし、上記データは、飽くまで現行会社法上で求められる招集通知等を前提としたスケジュールの実態であり、会社法と金商法それぞれの制度目的に鑑みて一元化された財務情報を前提とした場合、少なくとも現行会社法の計算書類の場合と比べて、その作成と監査に必要な時間は増加することとなる。

また、諸外国の開示スケジュールをみると、招集通知発送日では最も早いカナダでも決算日後 68.7 日であり、年次報告書提出日についても（一部例外はあるものの）おおむね決算日の 60 日以降となっている国が多い【図表 1】。

以上を踏まえ、あるべき開示スケジュールとしての最速のタイミングとしては、決算日 60 日後という時期が一つの目安となる。なお、諸外国においても、中小規模の会社における年次報告書の開示時期は大規模な会社と比べて相当程度遅くなっており、平均で決算日後 80 日から 100 日以上という国も多くみられる【図表 1】。

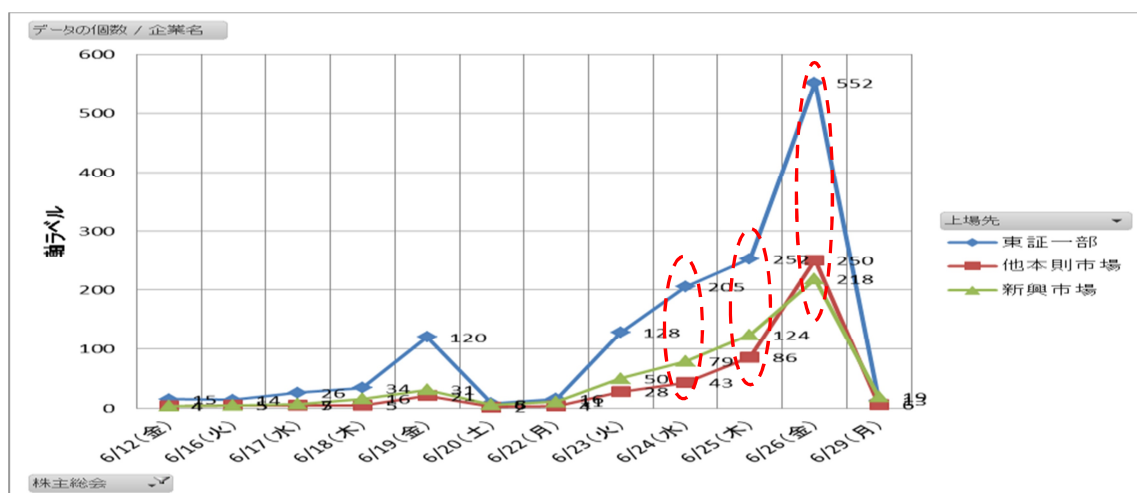
このため、決算日後 60 日という最速のタイミングでの開示を実現できる会社は、大規模な会社を中心とした一部の会社になることが想定される。

< 株主総会開催日の集中回避との関係 >

平成 27 年の株主総会開催日を集計すると、6 月の最終金曜日である 6 月 26 日を含む 3 日間(6 月 24 日から 6 月 26 日)に東証一部上場 3 月期決算会社の 71.8%(1,009 社)が集中している。また、東証一部以外も含む 3 月決算上場会社でみても、73.8%(1,809 社)がこの 3 日間に定時株主総会を開催しており、上場先にかかわらず総会開催日については一定期間に集中していることが分かる。

したがって、少なくとも現状の招集通知発送日から 1 か月の期間を置いて株主総会を開催するようになっただけでも、株主総会開催日の集中は相当程度回避されることになる。

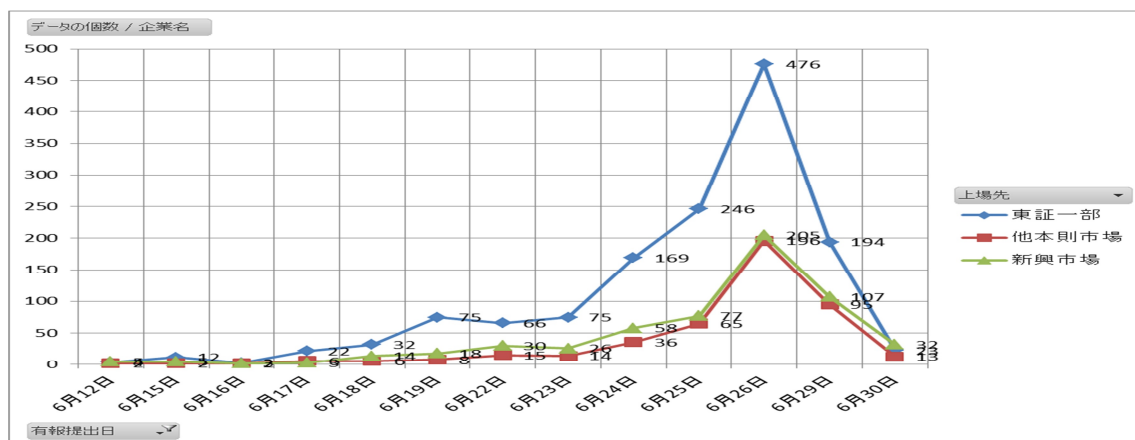
【図表 6：平成 27 年 3 月期決算会社における株主総会開催日の状況】



出所、集計の前提は P.9【図表 2】と同様

次に、実務上対応可能な開示のタイミングとしての最も遅い時期を考える上では、現状の有価証券報告書の提出日が参考になる。平成 27 年 3 月期決算の上場会社における有価証券報告書の提出日と監査報告書日付を集計すると次のようになる。

【図表 7：平成 27 年 3 月期決算会社における有価証券報告書提出日の状況】



出所、集計の前提は P.9【図表 2】と同様

【図表 8：有価証券報告書提出日と監査報告書日の状況】

	6/10 以前	6/10～6/20	6/21～6/30
有価証券報告書提出日 (A)	0.3% (7社)	9.2% (225社)	90.5% (2,218社)
有価証券報告書監査報告書日 (B)	1.5% (36社)	18.1% (444社)	80.4% (1,970社)

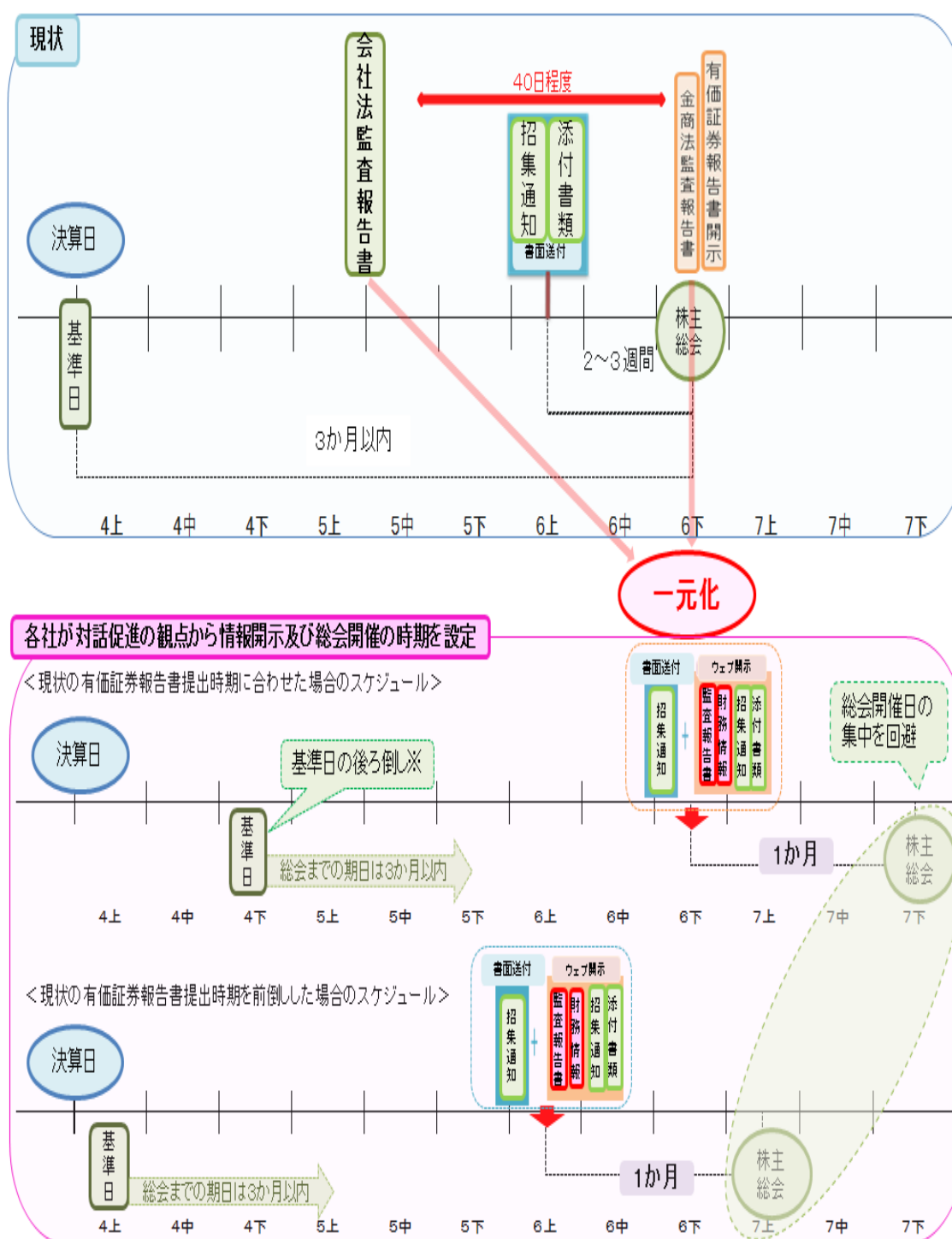
(B)-(A)	0～3日	4～7日	8日以上
有価証券報告書の監査報告書日から提出日までの期間	87.8% (2,152社)	7.2% (175社)	5.0% (123社)

出所、集計の前提は P.9【図表 2】と同様

現状の有価証券報告書の提出スケジュールをベースに、1 か月間の検討期間を確保する場合、7 月下旬総会が全体の 90.5%ということになるが、招集通知についての早期発送の流れとは異なり、有価証券報告書については、総会日以降に提出するという慣行に引っ張られる形で総会開催日の集中する 6 月下旬に提出されているという事情が多分にあることが想定される。この点、有価証券報告書の監査報告書日付を集計すると、上場会社全体の 19.6%の会社が 6 月中旬までに監査報告書の提出を受けていることから、作成能力という観点からは 6 月下旬でなければ間に合わないとする会社は多くないものと考えられる。

以上を踏まえ、法定開示の財務情報を一元化し、招集通知添付書類を原則電子化した場合に想定される、あるべき情報開示・株主総会スケジュールをイメージ図にすると次のようになる。

【図表9：法定開示の財務情報を一元化した場合の情報開示・株主総会スケジュールのイメージ】



基準日の設定については、総会期日とできる限り近づけるべきとの見解があり、本提言もこれを否定するものではないが、上図においては基準日後3か月以内に総会を開催する必要があるため、総会を後ろ倒しするためには基準日も後ろ倒しする必要がある旨のみを反映した図表として作成している。

第2部 現行制度を前提とした持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家との対話の促進のためのあるべき方向性

提言の前提

1．現行制度を前提とした検討の必要性

第1部では、「企業情報開示のあるべき姿の実現に向けて」と題して、制度改正を前提とした法定開示書類における財務情報一元化の提言を行っているが、コーポレートガバナンス・コードは既に適用が開始されており、また、対話促進研究会報告書においてもコーポレートガバナンス・コードや投資家ニーズ等を踏まえた「対話促進のための株主総会日程の設定」について提言を行っている。制度改正には相当の期間を要することからしても、持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家との対話促進のためのあるべき方向性として、コーポレートガバナンス・コードや対話促進研究会報告書などを踏まえた、現行制度上で対応可能な方法を検討することが有益である。

そこで、第2部では現行制度を前提として、持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家との対話の促進のためのあるべき方向性について述べていくこととする。現行制度を前提に考える場合においても、会社法で求められる事業報告及び計算書類等、金商法で求められる有価証券報告書、それぞれの提出時期を含めた検討が重要となってくる。

2．有価証券報告書の提出時期

従来、有価証券報告書は、定時株主総会で報告又は承認を受けた事業報告・計算書類等を添付した上での提出が要求されていたが、株主及び投資者に対する経営者の説明責任をより徹底する観点から、有価証券報告書及び内部統制報告書を株主総会に先立って提出することを可能とするため、平成21年の「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」により、定時株主総会開催前に有価証券報告書等の提出が可能になった。しかし、平成27年3月期における3月決算上場会社で株主総会前に有価証券報告書を提出している会社は僅か18社にすぎず、上場会社全体の1%にも満たないのが現状である。

他方、第1部でも触れたが、アメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ、フランスといった他の先進国の平均をみると、どの国も定時株主総会の1か月以上前に、有価証券報告書に相当する財務情報である年次報告書を開示している。有価証券報告書を総会期日同日又は総会日後に開示し、総会の議案検討に利用できないことを常態としている我が国の上場会社は、諸外国の企業と比較して魅力的な投資先ではないと判断されてもおかしくない【図表1】。

3．後発事象の問題克服の必要性

また、第1部で触れた後発事象の問題は第2部においても当てはまる。平成27年3月期における3月決算上場会社の会社法監査報告書日と金商法監査報告書日との間の期間は平均で40日となっており、修正後発事象が発生し得る期間は相当程度の期間となっている。これほどまでに二つの監査報告書日付に乖離が発生してしまっている背景には、6月末株主総会と有価証券報告書の総会日後の提出という二つの根強い慣行を前提として、招集通知の早期発送を図ってきたことによるものと考えられる。

この後発事象の問題を克服するには、会社法監査報告書日と金商法監査報告書日を一致させることが必要となる。監査報告書日付さえ一致すれば、二つの法定開示書類における後発事象の対象期間は一致するため、第1部で述べた後発事象に係る問題点は全て解決することが可能となる。

建設的・有意義な対話を可能とするコミュニケーション・スケジュールの重要性 【提言2】

- コーポレートガバナンス・コードや対話促進研究会報告書を踏まえ、まずは現行制度上で対応可能な方法により、建設的・有意義な対話を可能とするコミュニケーション・スケジュールを各上場会社が着実に実現していくべきである。
- 上記スケジュールの策定に当たっては、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報の適確な開示や、後発事象の問題の克服といった点にも配慮し、各上場会社が、株主・投資家が必要とする情報を信頼性あるものとして提供できるタイミングに基づき、情報開示時点から十分な検討期間を確保したスケジュールで株主総会関連日程を設定すべきである。
- マザーズやジャスダックといった新興市場も含め、各上場会社が会社の規模や事業形態、開示書類作成に携わる人的リソース等の個別事情に鑑み、上記に従って現実的なスケジュールを設定することが必要である。

1．株主総会において株主が適切な判断を行うことに資する十分な情報提供

コーポレートガバナンス・コードの補充原則1-2では、「上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである」としている。

諸外国においては、株主総会の1か月以上前に年次報告書を提出しているのが通常であるが、我が国においては、大多数の上場会社において、株主総会日後に有価証券報告書を提出している現状がある。現行制度上、我が国においても諸外国のように有価証券報告書を株主総会の1か月前に提出することは可能であり、基準日を後ろ倒しすることで総会開催日を遅らせれば、実務上も対応できるスケジュールを組むことは可能であると考えられる。

対話促進研究会報告書では、「投資家から見れば、有価証券報告書は、詳細度や鮮度という点で事業報告・計算書類等よりすぐれているほか、有価証券報告書のみに記載される情報（事業等のリスク等の経営戦略的な記載等）もある。株主総会の前にこうした情報が株主に提供されると、より有効に対話や議決権行使ができるのではないか」との問題提起が記載されており³⁰、同報告書で引用されている海外投資家団体（ACGA）からのレターでは、「基準日を遅らせることにより年次株主総会の開催時期を拡大すべき」との意見の中で、「ただし、監査済みの有価証券報告書を3ヶ月以内に提出することを企業に要求する規定の変更を求めているわけではない」としており、総会開催時期を遅らせる案を支持するが、これに連動して有価証券報告書の提出時期まで遅らせることは想定していないとの内容が読み取れる³¹。実際、国際比較においても、日本の上場会社は株主総会日以後に有価証券報告書を開示しているが、主要諸外国の上場会社の平均をみると、会社規模を問わず株主総会開催日の1か月以上前に年次報告書を開示している【図表1】。

また、平成26年度生命保険協会による投資家向けアンケートにおいて「株主の議決権行使のために、企業はどのようなことに取り組むべきとお考えですか」との質問に対し、「有価証券報告書の早期提出」との回答が全体の15.1%と「集中日を回避した総会の開催」、「招集通知の早期発送」、「議案の説明充実」に次ぐ4番目に多い回答となっており、昨年との比較でも投資家の問題意識は高まっている³²。

以上を踏まえ、コーポレートガバナンス・コードの補充原則1-2を考えた場合、「必要に応じ適確に提供すべきである」とある「株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報」には有価証券報告書が含まれ、これを株主の視点に立って適確なタイミングで提供することが必要になるものと考えられる。株主の視点に立ち、株主総会開催日より前に、必要な検討期間を確保した上で有価証券報告書を提出しようとする場合、作成者及び監査人にとっては「情報の信頼性」を確保できるスケジュールの設定が重要となってくる。すなわち、会社は自らによる正確な情報作成に必要な期間、監査人による信頼性担保のための監査期間を確保することを前提に、有価証券報告書提出のスケジュールを設定することが必要となってくる。

2. 建設的・有意義な対話を可能とするコミュニケーション・スケジュールの設定

持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家との対話促進のためのありべき方向性を考える上で、現行制度上で対応可能な方法を前提とした場合であっても、望ましい情報開示・株主総会スケジュールについては、第1部の考え方がそのまま当てはまる。

³⁰ 対話促進研究会報告書 P.48、57

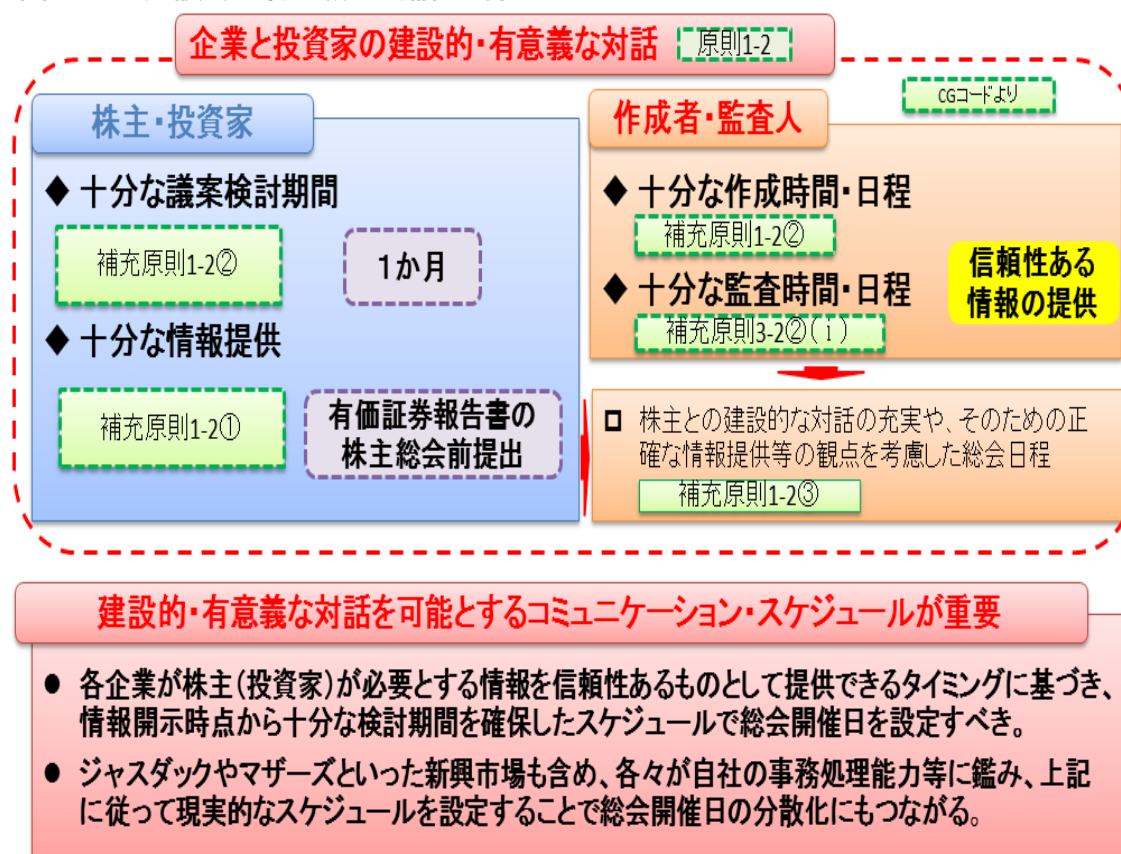
³¹ 経済産業省ウェブサイト 株主総会のあり方検討分科会（第4回）配付資料 参考資料1「ACGA Response to METI Study Group on Japanese AGMs」P.4

³² 平成26年度生命保険協会調査「株式価値向上に向けた取り組みに関するアンケート」投資家向けアンケート集計結果 P.16、Q 8 (2)

すなわち、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資する十分な情報を、情報の正確性・信頼性を担保した上で十分な議案検討期間確保のため、株主総会開催日の1か月前には提供する、そして、株主との建設的な対話の充実やそのための正確な情報提供等を考慮した株主総会関連日程の適切な設定を行う、このような建設的・有意義な対話を可能とするコミュニケーション・スケジュールの設定が重要ということである。

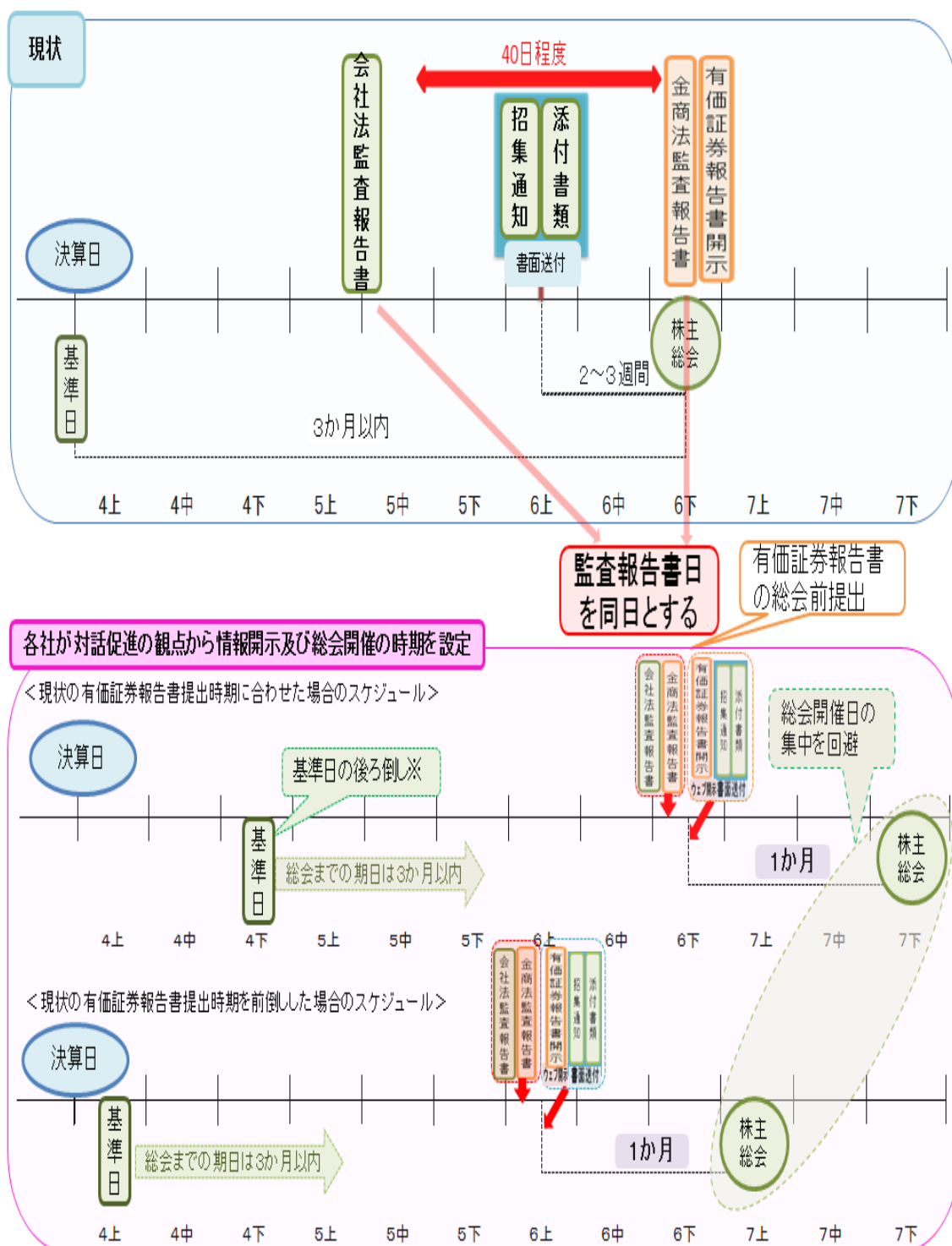
加えて、このようなコミュニケーション・スケジュールを設定する上では、各上場会社が自らの会社の規模や事業形態、開示書類作成に携わる人的リソース等の個別事情に鑑み、上記に従って現実的なスケジュールを設定することが重要である。

【図表 10：建設的・有意義な対話を可能とするコミュニケーション・スケジュール】



以上を踏まえ、現行制度を前提とした場合に想定されるあるべき情報開示・株主総会スケジュールをイメージ図にすると次のようになる。

【図表 11：現行制度を前提とした場合の望ましい情報開示・株主総会スケジュールのイメージ】



基準日の設定については、総会期日とできる限り近づけるべきとの見解があり、本提言もこれを否定するものではないが、上図においては基準日後3か月以内に総会を開催する必要があるため、総会を後ろ倒しするためには基準日も後ろ倒しする必要がある旨のみを反映した図表として作成している。

おわりに

日本公認会計士協会では、既に、上場会社のディスクロージャー制度の在り方に関する提言として、平成 21 年 5 月に「有価証券報告書の財務諸表と計算書類の実質的一元化」、「会社法と金商法に基づく監査制度の一元化」についてのあるべき方向性を示しているが、本提言においては、コーポレートガバナンス・コードの適用や、持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進といった、より幅広い観点から改めて本テーマについての検討を行ってきた。

我々公認会計士は、監査業務を通じて、我が国における現行の二元的な法定開示制度における監査の観点からの問題意識のみならず、実際に開示情報を作成する企業の担当者とも密接な関係にあることから、作成者側である企業の立場からの声を積極的にすくい上げ、あるべき企業情報開示についての方向性を示していくことが求められる存在である。このような社会からの期待にしっかりと応え、パブリック・インタレスト（公益）に貢献すべく、本提言では、コーポレートガバナンス・コードや対話促進研究会における株主・投資家の考え方を併せて検討することにより、望ましい企業情報開示のみならず、あるべき情報開示と株主総会関連のスケジュールまで含めた一連の方向性を示すことで、より具体的な提言という形での取りまとめを行ってきた。

本提言が持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家との対話促進のための具体的施策の検討や今後の実務の参考となることを期待するとともに、今後、金融審議会等において具体的な施策の検討が行われる際には、日本公認会計士協会としても積極的に意見発信を行っていく所存である。

本提言における法定開示及び監査制度の一元化の方向性につき、今後、関係省庁を含む検討の場において十分な議論が行われ、これが確実に実現していくことにより、我が国資本市場が世界的にも魅力のある市場として海外投資を呼び込み、ひいては我が国の経済全体の発展にも寄与することとなることを強く期待する。

以 上

【参考資料１】計算書類と有価証券報告書における開示項目比較

図表3-9: 年次情報開示に関する項目比較

計算書類等	項目	有価証券報告書
比較情報なし (大会社であって有価の提出義務がある会社を前掲)		比較情報あり
連結計算書類	本表(連結)	第5. [経理の状況]
連結貸借対照表	連結貸借対照表	1. [連結財務諸表等]
連結損益計算書	連結損益計算書及び連結包括利益計算書	(1) [連結財務諸表]
連結株主資本等変動計算書	連結株主資本等変動計算書	[連結貸借対照表]
-	連結キャッシュ・フロー計算書	[連結損益計算書及び連結包括利益計算書]又は[連結損益及び包括利益計算書]
-	連結附属明細表(社債明細表、借入金等明細表、資産除去債務明細表)	[連結株主資本等変動計算書]
-	その他	[連結キャッシュ・フロー計算書]
(連結注記表)		[連結附属明細表] [社債明細表、借入金等明細表、資産除去債務明細表]
連結注記表(会社計算規則第98条)	注記事項	(2) その他
継続企業の前提に関する注記	継続企業の前提に関する事項	
連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及び連結の範囲又は特分法の適用範囲の変更	連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	
会計方針の変更に関する注記	会計方針の変更	
表示方法の変更に関する注記	未適用の会計基準等	
会計上の見積りの変更に関する注記	表示方法の変更	
誤謬の訂正に関する注記	会計上の見積りの変更	
その他の注記(会社計算規則第116条)	修正再表示に関する注記	
連結貸借対照表等に関する注記	追加情報	
-	連結貸借対照表関係	連結貸借対照表関係(担保資産、偶発債務、1株当たり純資産、事業用地の再評価)
-	連結損益計算書関係	連結損益計算書関係(1株当たり当期純損益等、研究開発費、減損損失)
-	連結包括利益計算書関係	連結包括利益計算書関係(その他包括利益に属する組替調整額及び税効果等)
連結株主資本等変動計算書に関する注記	連結株主資本等変動計算書関係	連結株主資本等変動計算書関係(発行済株式、自己株式、新株予約権等、配当)
-	連結キャッシュ・フロー計算書関係	連結キャッシュ・フロー計算書関係(現金・現金同等物の期末残高と連結BSに掲記されている金額との関係、非資金取引の内容等)
-	リース取引関係	リース取引関係
金融商品に関する注記	金融商品関係(*1)	金融商品関係
-	有価証券関係	有価証券関係
-	デリバティブ取引関係	デリバティブ取引関係
-	退職給付関係	退職給付関係
-	ストック・オプション等関係	ストック・オプション等関係
-	税効果会計関係	税効果会計関係
-	企業結合等関係	企業結合等関係
-	資産除去債務関係	資産除去債務関係
賃貸等不動産に関する注記	賃貸等不動産関係(*2)	賃貸等不動産関係
-	セグメント情報等	セグメント情報等
-	a. セグメント情報	a. セグメント情報
-	b. 関連情報	b. 関連情報
-	c. 報告セグメントごとに固定資産の減損損失に関する情報	c. 報告セグメントごとに固定資産の減損損失に関する情報
-	d. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報	d. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
-	e. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報	e. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
-	関連当事者情報	関連当事者情報
1株当たり情報に関する注記	1株当たり情報(*3)	1株当たり情報
重要な後発事象に関する注記	重要な後発事象	重要な後発事象

(*1) 計規では、簡素な項目が規定されているのみである。

(*2) 計規では、簡素な項目が規定されているのみである。

(*3) 計規では、潜在株式調整後1株当たり当期純利益や算定上の基礎に関する規定はない。

計算書類等	本表(個別)	第5. [経理の状況]
貸借対照表	貸借対照表	2. [財務諸表等]
損益計算書	損益計算書	(1) [財務諸表]
株主資本等変動計算書	株主資本等変動計算書	[貸借対照表]
-	附属明細表(有形固定資産明細表、引当金明細表)	[損益計算書]
(個別注記表)	その他	[株主資本等変動計算書]
附属明細表: 有形固定資産及び無形固定資産の明細、引当金の明細、販売費及び一般管理費の明細		([キャッシュ・フロー計算書])
は、Web開示によるみし提供の対象外となる開示項目。		—
		[附属明細表] [有形固定資産明細表、引当金明細表]
		(2) [主要資産及び負債の内容] (1)
		(3) [その他]

個別注記表(会社計算規則第98条)	注記事項	注記事項
継続企業の前提に関する注記	継続企業の前提に関する事項	継続企業の前提に関する事項
重要な会計方針に係る事項に関する注記	重要な会計方針	重要な会計方針
会計方針の変更に関する注記	会計方針の変更	会計方針の変更
表示方法の変更に関する注記	表示方法の変更	表示方法の変更
会計上の見積りの変更に関する注記	会計上の見積りの変更	会計上の見積りの変更
誤謬の訂正に関する注記	修正再表示に関する注記	修正再表示に関する注記
その他の注記(会社計算規則第116条)	追加情報	追加情報
貸借対照表等に関する注記	貸借対照表関係	貸借対照表関係(関係会社に対する資産・負債、担保資産、偶発債務)
損益計算書に関する注記	損益計算書関係	損益計算書関係(関係会社に対する売上高・営業費用・営業外損益、研究開発費、減損損失)
株主資本等変動計算書に関する注記	株主資本等変動計算書関係	株主資本等変動計算書関係(3)
リースにより使用する固定資産に関する注記()	—	— (1)
税効果会計に関する注記	有価証券関係	有価証券関係
-	税効果会計関係(*4)	税効果会計関係
-	企業結合等関係	企業結合等関係
1株当たり情報に関する注記	—	— (2)
重要な後発事象に関する注記	重要な後発事象	重要な後発事象
連結配当規制適用会社に関する注記	連結配当規制適用会社に関する注記	—
関連当事者との取引に関する注記	関連当事者との取引に関する注記	—

() 賃貸借処理しているファイナンス・リース取引について、定性的情報を記載することとされている(計規第108条)。

(*4) 計規では、繰延税金資産・負債の発生原因の記載が求められているのみであり計規のように、発生原因別の内訳の注記までは求められていない。

(1) 単体開示の簡素化により、記載を省略することができるとされた。
(2) 単体開示の簡素化により、記載することを要しないとされた。
(3) 自己株式に関する注記については、記載することを要しないとされた。

(出所) 対話促進研究会報告書 P30、31 から

【参考資料 2】望ましい企業情報開示のあり方

対話促進研究会報告書 P.112 から抜粋（本文の太字・下線は引用者による。）

2. 望ましい企業情報開示のあり方

2.1 基本的な考え方

- 01 企業と投資家の対話を促進する観点から、より良い企業情報開示は以下のような基本的な考え方を踏まえたものであるべきである。

1) 企業価値評価のために有用な情報が効果的に開示されること

- 02 企業と投資家の対話を情報の伝達、あるいはコミュニケーション全般として捉えれば、企業の情報開示は最も重要な要素であり手段である。投資家は、その情報を用いて企業を分析し、理解し、投資判断を行う。さらに企業との「直接的な対話」を行うことにより、情報開示から得られた理解を深めていく。
- 03 このような観点から、企業情報開示に求められるのは、投資家が企業の持続的な価値創造を評価する観点から有用な情報が、適切なタイミングで、かつ最も効果的な方法で提供されることである。

2) 対話の質を向上するために効率的であること

- 04 企業情報開示の効率性を高めることは、文書作成にかかる費用や時間を節約するとともに、そこに投入している人材や時間等をより質の高い開示、投資家との意味ある対話に投入することを可能にする。これは、本来投資家にとっても意義があることだが、開示情報の重複や有用性についての認識の程度は、作成者とは異なる可能性がある。

3) 直接的な対話との相乗効果を高めるものであること

- 05 前述したように、情報開示と直接的な対話の質を高めていくためには、それぞれの役割分担を意識し、投資判断上重要な情報を適切に開示していくことが求められる。これにより、経営者、投資家双方が、貴重な時間と資源を効果的、効率的に使うことができる。投資家が開示情報によって企業を十分評価し、それを踏まえた直接的な対話によって更に理解を深め、企業はそうした対話から得られるフィードバックによって情報開示を更に充実するという相乗効果を高めることが重要である。

【参考資料3】ウェブ開示によるみなし提供が可能な事項の範囲

図表4-11: Web開示によるみなし提供が可能な事項の範囲

(下記 印はWeb開示によるみなし提供ができない部分)

事業報告																																																																																																			
【企業の概況・現況に関する事項】 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">株式会社の現況に関する事項(会社法施行規則第120条)</th></tr> <tr><td>主要な事業内容</td><td></td></tr> <tr><td>主要な営業所及び工場並びに使用人の状況</td><td></td></tr> <tr><td>事業の経過及びその成果</td><td></td></tr> <tr><td>資金調達、設備投資等についての状況(重要なものに限る。)</td><td></td></tr> <tr><td>直前三事業年度の財産及び損益の状況</td><td></td></tr> <tr><td>重要な親会社及び子会社の状況</td><td></td></tr> <tr><td>対処すべき課題</td><td></td></tr> <tr><td>主要な借入先及び借入額</td><td></td></tr> <tr><td>その他会社の現況に関する重要な事項</td><td></td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">株式会社の支配に関する基本方針に関する事項 (会社法施行規則第118条第3号)</th></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">株式会社の状況に関する重要な事項 (会社法施行規則第118条第1号)</th></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>	株式会社の現況に関する事項(会社法施行規則第120条)		主要な事業内容		主要な営業所及び工場並びに使用人の状況		事業の経過及びその成果		資金調達、設備投資等についての状況(重要なものに限る。)		直前三事業年度の財産及び損益の状況		重要な親会社及び子会社の状況		対処すべき課題		主要な借入先及び借入額		その他会社の現況に関する重要な事項		株式会社の支配に関する基本方針に関する事項 (会社法施行規則第118条第3号)				株式会社の状況に関する重要な事項 (会社法施行規則第118条第1号)				【役員・コボガバ等に関する事項】 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">株式会社の会社役員に関する事項(会社法施行規則第121条)</th></tr> <tr><td>会社役員の氏名</td><td></td></tr> <tr><td>会社役員の地位及び担当</td><td></td></tr> <tr><td>責任限定契約に関する事項</td><td></td></tr> <tr><td>取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額</td><td></td></tr> <tr><td>当該事業年度において受け、受ける見込みの額が明らかとなった会社役員の報酬等</td><td></td></tr> <tr><td>各会社役員の報酬等の額又は算定方法に係る決定に関する事項</td><td></td></tr> <tr><td>辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項</td><td></td></tr> <tr><td>重要な兼業の状況</td><td></td></tr> <tr><td>監査役又は監査委員の財務及び会計に関する相当程度の知見</td><td></td></tr> <tr><td>常勤の監査等委員*1又は監査委員*2の選定の有無及びその理由</td><td></td></tr> <tr><td>その他会社役員に関する重要な事項</td><td></td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">社外役員を設けた株式会社の特則(会社法施行規則第124条)</th></tr> <tr><td>他の法人等の業務執行者との重要な兼務に関する事項</td><td></td></tr> <tr><td>他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項</td><td></td></tr> <tr><td>会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係</td><td></td></tr> <tr><td>各社外役員の主な活動状況</td><td></td></tr> <tr><td>責任限定契約に関する事項</td><td></td></tr> <tr><td>社外役員の報酬等の総額</td><td></td></tr> <tr><td>当該事業年度において受け、受ける見込みの額が明らかとなった社外役員の報酬等</td><td></td></tr> <tr><td>親会社又は子会社等からの役員報酬等の総額</td><td></td></tr> <tr><td>記載内容についての社外役員の意見</td><td></td></tr> <tr><td>社外取締役を置くことが相当でない理由</td><td></td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要 (会社法施行規則第118条第2号)</th></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">会計監査人設置会社における事業報告の内容 (会社法施行規則第126条)</th></tr> <tr><td>会計監査人の氏名又は名称</td><td></td></tr> <tr><td>各会計監査人の報酬等の額</td><td></td></tr> <tr><td>公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)の内容</td><td></td></tr> <tr><td>解任又は不再任の決定の方針</td><td></td></tr> <tr><td>現在の業務停止処分に関する事項</td><td></td></tr> <tr><td>過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項</td><td></td></tr> <tr><td>責任限定契約に関する事項</td><td></td></tr> <tr><td>企業集団全体での報酬等</td><td></td></tr> <tr><td>辞任した又は解任された会計監査人に関する事項</td><td></td></tr> </table>	株式会社の会社役員に関する事項(会社法施行規則第121条)		会社役員の氏名		会社役員の地位及び担当		責任限定契約に関する事項		取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額		当該事業年度において受け、受ける見込みの額が明らかとなった会社役員の報酬等		各会社役員の報酬等の額又は算定方法に係る決定に関する事項		辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項		重要な兼業の状況		監査役又は監査委員の財務及び会計に関する相当程度の知見		常勤の監査等委員*1又は監査委員*2の選定の有無及びその理由		その他会社役員に関する重要な事項		社外役員を設けた株式会社の特則(会社法施行規則第124条)		他の法人等の業務執行者との重要な兼務に関する事項		他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項		会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係		各社外役員の主な活動状況		責任限定契約に関する事項		社外役員の報酬等の総額		当該事業年度において受け、受ける見込みの額が明らかとなった社外役員の報酬等		親会社又は子会社等からの役員報酬等の総額		記載内容についての社外役員の意見		社外取締役を置くことが相当でない理由		業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要 (会社法施行規則第118条第2号)				会計監査人設置会社における事業報告の内容 (会社法施行規則第126条)		会計監査人の氏名又は名称		各会計監査人の報酬等の額		公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)の内容		解任又は不再任の決定の方針		現在の業務停止処分に関する事項		過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項		責任限定契約に関する事項		企業集団全体での報酬等		辞任した又は解任された会計監査人に関する事項	
株式会社の現況に関する事項(会社法施行規則第120条)																																																																																																			
主要な事業内容																																																																																																			
主要な営業所及び工場並びに使用人の状況																																																																																																			
事業の経過及びその成果																																																																																																			
資金調達、設備投資等についての状況(重要なものに限る。)																																																																																																			
直前三事業年度の財産及び損益の状況																																																																																																			
重要な親会社及び子会社の状況																																																																																																			
対処すべき課題																																																																																																			
主要な借入先及び借入額																																																																																																			
その他会社の現況に関する重要な事項																																																																																																			
株式会社の支配に関する基本方針に関する事項 (会社法施行規則第118条第3号)																																																																																																			
株式会社の状況に関する重要な事項 (会社法施行規則第118条第1号)																																																																																																			
株式会社の会社役員に関する事項(会社法施行規則第121条)																																																																																																			
会社役員の氏名																																																																																																			
会社役員の地位及び担当																																																																																																			
責任限定契約に関する事項																																																																																																			
取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額																																																																																																			
当該事業年度において受け、受ける見込みの額が明らかとなった会社役員の報酬等																																																																																																			
各会社役員の報酬等の額又は算定方法に係る決定に関する事項																																																																																																			
辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項																																																																																																			
重要な兼業の状況																																																																																																			
監査役又は監査委員の財務及び会計に関する相当程度の知見																																																																																																			
常勤の監査等委員*1又は監査委員*2の選定の有無及びその理由																																																																																																			
その他会社役員に関する重要な事項																																																																																																			
社外役員を設けた株式会社の特則(会社法施行規則第124条)																																																																																																			
他の法人等の業務執行者との重要な兼務に関する事項																																																																																																			
他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項																																																																																																			
会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係																																																																																																			
各社外役員の主な活動状況																																																																																																			
責任限定契約に関する事項																																																																																																			
社外役員の報酬等の総額																																																																																																			
当該事業年度において受け、受ける見込みの額が明らかとなった社外役員の報酬等																																																																																																			
親会社又は子会社等からの役員報酬等の総額																																																																																																			
記載内容についての社外役員の意見																																																																																																			
社外取締役を置くことが相当でない理由																																																																																																			
業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要 (会社法施行規則第118条第2号)																																																																																																			
会計監査人設置会社における事業報告の内容 (会社法施行規則第126条)																																																																																																			
会計監査人の氏名又は名称																																																																																																			
各会計監査人の報酬等の額																																																																																																			
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)の内容																																																																																																			
解任又は不再任の決定の方針																																																																																																			
現在の業務停止処分に関する事項																																																																																																			
過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項																																																																																																			
責任限定契約に関する事項																																																																																																			
企業集団全体での報酬等																																																																																																			
辞任した又は解任された会計監査人に関する事項																																																																																																			

*1 監査等委員会設置会社である場合。

*2 指名委員会等設置会社である場合。

計算書類等																					
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">連結計算書類</th></tr> <tr><td>連結貸借対照表</td><td></td></tr> <tr><td>連結損益計算書</td><td></td></tr> <tr><td>連結株主資本等変動計算書</td><td></td></tr> <tr><td>(連結注記表)</td><td></td></tr> </table>	連結計算書類		連結貸借対照表		連結損益計算書		連結株主資本等変動計算書		(連結注記表)		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">計算書類等</th></tr> <tr><td>貸借対照表</td><td></td></tr> <tr><td>損益計算書</td><td></td></tr> <tr><td>株主資本等変動計算書</td><td></td></tr> <tr><td>(個別注記表)</td><td></td></tr> </table>	計算書類等		貸借対照表		損益計算書		株主資本等変動計算書		(個別注記表)	
連結計算書類																					
連結貸借対照表																					
連結損益計算書																					
連結株主資本等変動計算書																					
(連結注記表)																					
計算書類等																					
貸借対照表																					
損益計算書																					
株主資本等変動計算書																					
(個別注記表)																					

(出所) 対話促進研究会報告書 P.86 から

なお、連結計算書類の監査報告書については招集通知に際して株主への提供が義務付けられていない。
個別計算書類の監査報告書については招集通知に際して株主への提供が義務付けられているが(会社計算規則第133条第1項第3号口)、ウェブによるみなし提供が可能な事項の範囲には含まれていない。

【参考資料 4】対話型株主総会プロセスの必要条件

対話促進研究会報告書 P.122 から抜粋

3.2.1 対話型株主総会プロセスの必要条件

02 日本の株主総会は、諸外国に比して決算後早いタイミングで行われており、かつ 6 月下旬に集中していることから、株主の議案検討や企業との対話を行うための実質的な期間が十分ではないと認識されている。また、株主にとって有用な情報が利用しやすい形で提供されることが求められている。

03 したがって、株主総会プロセスにおける議案検討や対話の質を高める観点から、以下のような条件を満たすよう、適切な株主総会の日程を設定するとともに、有用な情報を効果的に株主に提供することが必要である。

株主総会に向けて、株主が実質的に議案を検討する期間、企業が株主との事前対話を通じて相互理解を深めるために必要な期間が十分確保できること。また、こうした点を意識した書類送付、情報展開、議決権行使手続等の周辺プロセスの効率化が重要である。

特に、招集通知及び関連情報（下記）が、株主総会日までの期間を十分確保できるタイミングで株主に提供されること。グローバルな投資家の視点からは、欧米等における通知期間（株主総会の一ヶ月以上前）を確保することが望ましい。この点は、関係書類の電子化の活用も併せて検討が行われるべきである。

株主が必要とする情報が統合的かつわかりやすい形で提供されること。この点は、前述 2.4 で述べた年度開示の一体化、モジュール型開示のあり方と密接に関連する。

情報の信頼性を確保するため十分な監査期間が確保されていること。この際、2.4.4 で示したように、異なるタイミングで 2 つの監査報告書が提出されることに伴う問題解決のため会社法及び金商法の監査報告のずれを最小化し、実質的な一元化に向けた検討が行われることも念頭に置くことが重要である。

【参考資料 5】株主総会日程の制約に対する認識

対話促進研究会報告書 P.124 から抜粋

3.3.2 株主総会日程の制約に対する認識

【現行運用上のスケジュール制約】

03 第二章で見たとおり、日本の株主総会は、諸外国に比べて決算日からの期間が短い状況である。そのような厳しいスケジュールの中で、上記 3.2.1 で示した条件を満たすことが求められる。

04 第二章で示したとおり、招集通知発送、機関投資家等が実質的に議案を検討する期間、情報開示・監査等の期間・手続を考えれば、現状、これらの条件を十分満たしているとは言いがたい。言い換えれば、対話促進の観点からこれらを満たそうとすれば、現状のスケジュールが制約となる可能性が高い。

【望ましい企業情報開示を実現する上でのスケジュール制約】

05 さらに、望ましい企業情報開示を実現するため、第二章で示した企業情報開示や監査上の課題への対応を図ろうとすると、株主との対話を重視する企業ほど株主総会のスケジュール制約が厳しくなることが想定される。

06 以下は、1 つの想定事例であるが、現状の開示書類作成・印刷・送付に必要な期間を考えると、決算後 3 ヶ月での株主総会では、対応が難しい。

後発事象等の問題に対応するため、金商法と会社法の監査期間を近づけ、一元化を目指す。(会社法監査報告日が現状よりも金商法の監査報告日に近づくこととなる)

投資家が重要視する有価証券報告書の情報 (全体又は一部の情報) を株主総会前に利用できるようにする。(有価証券報告書の情報を総会前十分な期間を確保して開示)

招集通知から株主総会までの期間を十分確保する。(2 週間以上。グローバルには 1 ヶ月以上)

【株主総会までの期間を確保する方法】

07 株主総会までの期間を確保するための方法として、本研究会では、議決権行使の基準日を決算日以降の日に定め、その 3 ヶ月以内に株主総会を開催する考え方が示された。

08 第二章 (「4.6 株主総会の議決権の基準日設定の考え方」) で見たように、本研究会においてはその他の方法も示されたが、株主の議案検討や対話の期間を確保しようとする企業が、自社の状況・判断に応じて現行制度下でも対応可能な方法として、まずは基準日と総会日を適切に設定することが望ましいと考える。

09 会社法上、議決権行使の基準日を決算日とする必要はなく、3 月決算企業が株主総会を 6 月末に行う必然性はない。したがって、株主への情報提供のあり方や検討・対話期間の確保等、広い意味での対話型のプロセスへの転換を図る観点から、どのような株主総会日や基準日が適切かを再検討することが重要である。検討に当たっては、決算日を基準日とする慣行や固定観念から離れ、改めて株主総会スケジュール全体を見直していただく必要がある。～以下省略～